

昭和二十九年十月

海外經濟事情

目次

- 一、概況
- 二、米國經濟の動向
  - (1) 景氣動向
  - (2) 財政金融
- 三、西歐諸國
  - (1) 英國——上半期國際収支
  - (2) フランス——來年度予算案と財政政策の動向
  - (3) 西ドイツ——主權回復再軍備とドイツ經濟
- 四、共產圏諸國
  - (1) ソ連——對中共援助と東西貿易
  - (2) 中共——中ソ會談の成果
- 五、東亞及び東南アジア諸國
  - (1) 一般情勢
  - (2) 韓國——米韓交渉の経緯とインフレ対策
  - (3) マレー——シンガポールの最近のゴム事情とゴム実情調査團の報告、輸入税の変更
  - (4) インドネシア——纖維品の輸入管理実施
  - (5) インド——英ソの製鉄所建設援助申入れ、對中共・東独通商協定締結
  - (6) パキスタン——日パ貿易協定の締結
  - (7) セイロン——中共との新年度通商協定成立、茶輸出税の再引上げ

六、濠州——輸入制限強化措置

一、概況

西独の主權回復、再軍備管理に関するロンドン九カ国会議(英、米、仏、西独、カナダ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ)は当初難航が予想されたが、英國の欧州駐軍継続の言明を首め各国間に漸く見解の調整が成り三日協定の成立をみるに至つた。

右に伴い二十日開催の米、英、仏、西独四カ国首腦のパリイ會談では西独の主權回復、占領状態の終結に關し意見の一致をみ、翌二十一日同じくパリイで開催の九カ国外相會議は欧州軍條約機構に代わる西歐防衛方式として一九四八年の英、仏、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ五カ国ブラッセル條約を擴大強化し、新たに西独、イタリアの加入を認め、西歐連合(Western European Union)を結成する旨を決定、さらに二十二日北大西洋條約機構特別理事會は西独の直接加盟を正式に承認、右と並行して仏、西独間には懸案のザール問題処理を繞る折衝が行われ、西独の譲歩によつて前記ブラッセル條約機構の枠内でのザールの欧州化を認めることに原則的協定が成立した。

これら一連の條約、協定に対する各国の調印は二十三日パリイで行われ、爾後各国の批准を俟つて西独の主權回復、再軍備(十二カ師、五〇万)は本格的実施に移されることとなつたが、ザール処理に關し西独内にはなお不満の聲も大であり、今後紆余曲折を経るものとみられる。なお問題のフランスでは前述のロンドン九カ国協定に關してマンデス・フランス内閣は國民議會の信任を獲得した。

何れにしても斯様に欧州軍條約機構流産後短時に政治的、軍事的に新たな西歐協力体制確立への動きがみられたことは、米國の圧力、英國の調停者としての努力、仏國の國際的孤立への危惧等もさること乍ら根本的には西歐の協力意向に基因するものであり、頃來のトリエスト帰属を繞るイタリア、ユーゴスラビアの対立が解決、米、英を含む四カ国間に協定が成立したと並んで注目された。

これに對してソ連は二十三日今次ロンドン、パリ協定を非難、平和的、民主的原則に立つドイツ統一と自由選挙の実施、東西両独からの四カ国軍隊の撤退、欧

州集團安全保障体制創設に関する全欧會議の開催を含む諸問題を討議すべく、米、英、仏、ソ四カ国外相會議の開催を提案しており今後の出方が注目される。また十二日には中ソ關係に関する共同宣言が発表され、その中で特に中共の対日關係正常化を強調、注目を惹いた。

二十八日開催の第九回ガット総会は対日関稅交渉開始に関するさきの会期間委員会の勧告を採択、これにより日本は明年二月開始を予定される関稅交渉に成功すればガットに正式加入が認められることとなつたが、右採択に當つては予想された通り、英本國、濠州、フランス、南アフリカ、南ローデシアは棄権しており、今後の成行は必ずしも樂觀を許さないとみられる。

世界的な貿易自由化への動きはガット規約の改正においても貿易制限の緩和、撤廃を主要議題とする等今後の貿易競争の激化を予想せしむるに充分なものがあつたが、今般米國連邦準備當局が貿易金融に従事する中期信用会社に関する規定を改正したことはさきのワシントン輸出銀行のクレディット・ライン設定の構想とも併せて米國の輸出市場への積極的意欲を示すものとして注目される。

米國景氣は新車生産本格化に伴う自動車部門の需要擡頭もあつて鉄鋼操業率は久方振りに七〇%台を回復、十月末には七四・三%を示現、失業また二、七四一人と年初来始めて三百万を割る等若干明るさを取戻した観がある。なお政府筋の見解も一般に景氣の将来に対し樂觀的ではあるが、それも長期的且つ緩慢な景氣回復を意味しており、早急な景氣上昇を期待するものとはみられない。

西歐經濟は國により事情は異なるが、總じて國際収支の改善、新規投資の増大等を通じて活況を呈している。今次ロンドン、パリ協定に基づく西獨の主權回復、再軍備の影響は未だ具体的に論じ得る段階にはないが、単に同國經濟のみならず、西歐經濟全般にとつても重要な意味を有することは否定し得ないところであらう。

この外四日発生をみた英國港灣労働者の大規模ストは年末にかけての英國の貿易に及ぼす影響もあり同國朝野の憂慮的であつたが、月末漸く終熄をみた。

オッタワで開催されたコロポ計画諮問委員会は日本(授益國)、タイ、フィリピン(受益國)の加入を承認したが、これにより今般成立をみたビルマ賠償協定と

も併せ今後技術協定を中心とする日本の東南アジア諸國との經濟交流の緊密化が期待される。

## 二、米國經濟の動向

### (1) 景氣動向

頃來横這状態を続けて來た米國の景氣は本月に入り、景氣後退の影響の最も大きかつた鉄鋼部門が久方振りに回復歩調に転ずるに至り、若干明るさを取戻した観がある。即ち鉄鋼生産高は昨年十月以來減産の一途を辿り本年七月には週産一、五〇〇千トンと昨年ピーク時に比し三五%減昨年平均に比し三〇%減と、一般生産指數の低下が入乃至九%に止まつたのに対し大幅の減少を示した。これを操業率に付いてみるに、昨年第一・四半期にはほぼ一〇〇%であつたものが、漸次低下して本年一月には七五%、三月には七〇%台を割り、六月には稍々回復したものの九月中旬には六二%にまで低下、その後漸く上昇に転じ十月に入つて久方振りに七〇%台を回復、当月第四週には七四・三%に達した。右は頃來低調を続けていた自動車生産部門が五年度新車生産への切換えを終り本格的生産に入るため冷間圧延レートを主とする新規発註を増加したのを首め、建設業、家庭用器具製造業等各部門よりの受註が増加したことによるものと説明されている。今後の見透しに付いては区々であるが、例年十月の上昇を経て年末にかけて下降するを例とする操業率は、本年度は年内及び明年第一・四半期迄は少くとも、ほぼ現在の水準で推移するものと予想をする向が多い。その理由としては、鉄鋼部門の生産縮小が一般産業のスローダウンに先行して行われたこと、本年七月鉄鋼部門の賃上げによる建値引上げに際し、需要者側は右建値維持の困難を予想先安見込の買控えを行ったこと等のため、企業の鉄鋼手持在庫は必要最少限度を下廻り、特に自動車部門においては昨年同期比五〇%減といわれ、景氣持直しを契機として鉄鋼需要は今後引き続き堅調を予想されることが挙げられ、その証左として最近の注文が鉄鋼としては異例のスポット物(Immediate Delivery Basis)であることが指摘されている。

今回の景氣後退を阻止する支柱となつていた建設支出は引続き好調で、九月は三六億ドルと前年同期を八%上廻つた。一―九月実績では二七四億ドルと昨年同

期を四％上廻りその内州及び地方自治団体の建設支出(公立学校建物、ハイウェイ、下水及び水道)は比較的高水準乍ら連邦政府建設支出(国防用建設、地味保全、国土維持及び開発)が昨年を遙かに下廻つたため、公的支出総計(八六億ドル)としては昨年比一％の増加に止まつたに反し、私的支出(一八八億ドル)は昨年比六％の増加であつた。これを九月の実績三六億ドルに付いてみても私的支出は二四億ドルと昨年比一％増(公的支出は二二億ドルと昨年比一％増)で、引き続き好調を示し特に民間住宅建設支出は一一九月実績において前年同期比七・八％の増加で、其の他の私的建設支出(商業用建物、宗教、教育用建物)の対前年同期比三・六％を上廻り、本年度における建設支出好調の中心をなしているが、季節的下降期に入つたに拘わらず、九月の私的住宅建設契約件数は一一四、〇〇〇件(昨年同期九二、〇〇〇)と八月の一、〇〇〇件を越え、建設支出は今後も引き続き堅調を続けるものと自信を深めている。

この外第四・四半期の見透しに付き若干明るい面が出てきたことを示すものとして次の如き諸事実が挙げられている。

- (イ) 失業者数は十月初旬、本年に入り初めて三百万人台をわり、二、七四一千人と発表された。
- (ロ) 連邦準備銀行鉱工業生産指数は九日一二四と季節調整後では八月と同指数であつたが(前年八月一三六、九月一三三)、季節調整前では八月の一二四に對し一二六と若干上昇しており、十月分は更に若干増加するものと予想されている。
- (ハ) 最近発表された八月末の製造業者及び販売業者在庫高は七八、〇八七百万ドルと対前月比二五九百万ドルの減少をみたが、対売上比率においては初めて昨年同期を下廻り、約一カ年継続した企業の在庫調整も略々一段落とみられ、売行不振を反映して特に過剰の著しかった自動車デイトラーの新車在庫も九月末四四万台と八月末に比し一二万台、前年同期に比しても一〇万台の減少で五三年五月以来の最低となつた。
- (ニ) ウォール・ストリート・ジャーナル紙が全国の小売業者(百貨店を含む)に付いて行つた調査によれば、第四・四半期の小売店売上高は前年同期を上廻

ると予想するものが多い。

然し乍ら、恢復の兆をみせたといわれる鉄鋼部門も、現在の操業率は七四―七五％程度で、前年同期の九四・二％に比しては遙かに低く、本年末迄の予想でも八〇％を上廻ると期待する向はなく、仮りに現状の操業率が維持されるとすれば本年度鉄鋼操業率は平均七〇・五％で(昨年度平均九四・九％、稼働能力は昨年比五・八％増)、U・S・スチール会社社長フェアレス氏が来年度の鉄鋼業界は本年度より若干明るいと言つたところからみて、来年度大幅の増産が期待されないとすれば、鉄鋼設備は現状では既に過剰であり(五四年一月現在、年産能力一二四、三〇〇千トン対五〇年比二五％増)このことは最近問題視されている事業設備投資の減少傾向が明年も続くことを示すものとする見方もある。

他方鉄鋼と共に不振を続けている自動車部門に於いては、一々九月売上台数(四、一三〇千台)において昨年比八％減、生産台数(四、一二七千台)において一五％減で、所謂ビッグ・スリー三社以外のインディペンデント各社(ナツシユ、ハドソン、パツカード、ステュードベーカー)は合併を余儀なくされたが、各社共売行不振の挽回と競争激化に備え、五五年度新車には異常な努力を集中、新車は年内において現在迄に行われたうち最も大規模なデザイン、内部構造等の更新がなされそのため各社合計一三億ドルの巨費が投ぜられたといわれている折柄今月末から十一月にかけて市場に出廻り始める五五年度新車の売行如何が本格的景気持直しの鍵を握るものとみられその成行は注目されている。

パインズ経済諮問委員会委員長は十八日トロイトの経済クラブにおいて演説し、生産が昨年比九パーセント減少したに拘わらず個人の可処分所得がこの間かえつて増加していることは過去の景気後退時にその例をみなかつたところで、右は政府の減税及び社会保障費の増額によるものであることを力説、将来の見透しに付いては全体として楽観的であり今や新たな拡張期に入つたと説明しているが、同時に今日迄採られた諸施策が効果をあらわす迄には若干の日時を要することを指摘、万一現在みられる恢復の徴候が不胎化(abortive)した場合にも、本来私企業によつて占められるべき地位を侵蝕するが如き財政支出の増大によることなく、民間消費及び投資双方の促進に資する減税によつて景気恢復を図る意向を表

明した。同じくウイリアムス商務省次官補はアトランティック・シティーにおける銀行協会大会において高水準の企業投資こそ経済発展に不可欠であり、現在迄の各種税制改革は企業投資に促進的刺戟を与えることを目的となされたものである旨演説し、又バージエス財務次官補はニューヨーク州商工会議所における演説において、現政府の政策目標は七五億ドルの減税と一〇〇億ドルの財政支出の削減にみられるごとく経済的自由と私企業による繁栄への力を保証する状態を作り出すことにあると述べたが、これら政府当局者の言明に共通してみられることは減税の重視であり、オーソドックスな経済政策に対する確信の程も窺われるが、此種諸施策の効果は長期にわたり、且つ緩慢にあらわれるところから、早急な景気上昇も又期待していかないことを示すものとして注目される。

尤も十一月二日に迫つた中間選挙等の関係もあり、個々の不況部門についての景気対策は引続き行われており、例えばフレミング国防動員本部長官は失業が増大している特定地域に軍需工場を建設する場合、従来国防動員法に認められている五年の短期償却に加え五乃至二五パーセントの特別償却を認める措置を発表した。短期償却の特典を受ける設備投資は本年度における第三・四半期迄の設備投資額の六分の一を占め(九月末現在許可済未実行分は五〇億ドル)、総投資に占める比重は大きく、当局の推定によれば、朝鮮動乱後三〇〇億ドルの工場設備が前記短期償却の適用を受けて建設されたが、動員計画に基づく限度迄拡張されていない産業部門は、なお九〇部門に及んでいるとのことである。右と関連して突発的に戦争が勃発した場合ギア、バルブ、タービン、チャイロスコープ等が著しく不足を告げる事態にあるとし、これら部品の貯蔵を増加する必要があり、近くスチュードベーカー・パッカー・ド社会長バンス氏が国防動員本部顧問会の会長に任命され、当該部品製造部門に対し一〇億ドルの貯蔵用発注がなされるとの観測が行われている外、長期貯蔵計画の目標を従来の七〇億ドルより九〇億ドルに引上げることとなつた。右長期計画は五五品目にわたる鉱物品及び金属に付き、軍需民需両用にわたり三カ年分のストックを備蓄するもので、引上額二〇億ドルの大部分は国内にて調達、一部国内調達困難な工業用ダイヤモンド及びニッケル、

銅、鉛に付き海外よりの買付が予定されている。又幾に大統領は五〇〇億ドルに及ぶハイウエイ改修計画を景気対策の重要な一施策として示唆したが、大統領のハイウエイ計画に関する顧問たるクレイ全米公路計画委員長は今後一九六四年に到るまで第一級ハイウエイ網建設に一、〇一〇億ドルを要するとし既往の十カ年計画による四七〇億ドルの資金では不足し、このため連邦公路局を設置し長期債の発行による資金調達を考慮中と発表した。

農務省十日発表による五四年度産米棉取獲予想は昨年度実績一、六四六万俵を大幅に下廻り一、二五一万俵(過去十カ年平均一、二四四万俵)と発表されたが繰越在庫(八月一日現在九六〇万俵)を含めた供給予想量は二、一五〇万俵と正常需要量一、七七〇万俵(国内需要見込九一〇万俵、輸出見込四四〇万俵、前記合計の三〇%相当額の繰越準備四一〇万俵)を上廻ると見込まれるに至つたため明年度も引続き作付統制を実施することとなり、十月十五日ベンソン農務省長官は、作付面積は昨年の割当二、一四〇万エーカー(昨年二、四六〇万エーカー)を一五%下廻る一、八一万エーカー、出荷割当は法定最低限度の一、〇〇〇万俵とその内容を発表、十二月十四日農民投票にその賛否を問うこととなつたが所要の賛票を得ることは間違ないと思われる。

同じく農務省十月十一日の発表によれば天候不順、作付面積制限の結果本年度小麦の収穫予想(大部分は既に収穫済)は九五九百万ブッシェルと昨年実績一、一六八百万ブッシェルに比し一八%、過去十カ年平均一、二二百万ブッシェルに比しても一四%の減少で、同じく小麦産出国であるカナダも天候不順により減産が、欧州諸国も悪天候と作付面積の減少で収穫減少が予想されるところから、従来の世界的な小麦供給過剩情勢は若干是正されるものと期待されているが、十月一日現在における米国の小麦在庫は一、六八〇百万ブッシェルと昨年同期を九%上廻り、過剩農産物問題は依然として早急な解決は望み得ない状況である。このため過剩農産物の処理に付いては引続き種々の施策が講ぜられ、農務省は六日、米農産物による対外援助(相手国が対外援助資金をもつて米農産物を購入すること)についてその販売価格の基準を改正し、従来は、農務省の農産物買上価格

經濟情勢調査(その三)

又は米国内市場価格のうち何れか安い価格によると規定されていたのを(右価格は通常国際価格を上廻っていた) 今後は農務省が毎月発表する輸出版売価格に

よることとした(右価格は従来の価格に比し低廉で、これにより過剰農産物の輸出促進を図ろうとするものである)。

アメリカ主要經濟指標

	一九五二年		一九五三年		一九五四年					
	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	
消費者價格指數(一九四七—四九〇〇)(1)	一三三・五	一三四・四	一四四・四	一五〇・一	一五五・三	一五五・三	一五五・三	一五五・三	一五五・三	一五五・三
工業生産指數(一九四七—四九〇〇)(2)	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四
個人所得(一〇億ドル)(3)	二七・三	二七・三	二七・三	二七・三	二七・三	二七・三	二七・三	二七・三	二七・三	二七・三
就業者數(千)(4)	六二、二九三	六二、二九三	六二、二九三	六二、二九三	六二、二九三	六二、二九三	六二、二九三	六二、二九三	六二、二九三	六二、二九三
失業者數(千)(5)	一、六七三	一、六七三	一、六七三	一、六七三	一、六七三	一、六七三	一、六七三	一、六七三	一、六七三	一、六七三
新築高(百万ドル)(6)	二、七五二	二、九六九	三、〇七〇	三、〇七〇	三、〇七〇	三、〇七〇	三、〇七〇	三、〇七〇	三、〇七〇	三、〇七〇
輸入額(億ドル)(7)	八九三	九〇六	九四七	九四七	九四七	九四七	九四七	九四七	九四七	九四七
輸出額(億ドル)(8)	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六
製造業在庫(億ドル)(9)	四四、九〇	四四、九〇	四四、九〇	四四、九〇	四四、九〇	四四、九〇	四四、九〇	四四、九〇	四四、九〇	四四、九〇
製造業売上高(億ドル)(10)	三三、〇四六	三三、〇四六	三三、〇四六	三三、〇四六	三三、〇四六	三三、〇四六	三三、〇四六	三三、〇四六	三三、〇四六	三三、〇四六
卸売物価指數(一九四七—四九〇〇)(11)	一一・六	一一・六	一一・六	一一・六	一一・六	一一・六	一一・六	一一・六	一一・六	一一・六
株価指數(一九三九—一〇〇〇)(12)	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五
百貨店売上高指數(一九四七—四九〇〇)(13)	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
現金流通高(百万ドル)(14)	三〇、四三三	三〇、四三三	三〇、四三三	三〇、四三三	三〇、四三三	三〇、四三三	三〇、四三三	三〇、四三三	三〇、四三三	三〇、四三三
要求払預金残高(百万ドル)(15)	一〇、五〇八	一〇、五〇八	一〇、五〇八	一〇、五〇八	一〇、五〇八	一〇、五〇八	一〇、五〇八	一〇、五〇八	一〇、五〇八	一〇、五〇八

(備考) (1)労働統計局調査、(2)連邦準備制度理事會調査、調査分月平均、(3)商務省調査、(4)国勢調査、十四歳以上の労働者、季節的調整なし、一九五四年一月より調査対象変更、(5)商務省および労働統計局調査、(6)商務省、陸、海軍調査、(7)商務省および連邦準備制度理事會調査、(8)労働統計局調査、(9)証券取引委員會調査、普通株二六五種平均、(10)連邦準備制度理事會調査、未調整分、(11)国庫および連邦準備銀行手持分を除く、月中平均額、(12)銀行間預金および政府預金を除く、各月最終水曜日残高、※推定

アメリカ主要商品および株式相場

食料	一九五〇年		一九五一年		一九五二年		一九五三年		一九五四年		備考
	六月三十日	十二月三十一日	十二月三十一日	十二月三十一日	十二月三十一日	八月三十一日	九月三十日	十二月二十九日			
小麦(一ブッシェル)	二・三三五	二・八三三	二・五七	二・三一七	二・四二七	二・四一七	二・四七七				

玉蜀黍(シ)	一・七六%	二・二九%	一・八七%	一・八四%	一・九六%	一・八二%	一・八一%
ライ麦(シ)	一・七四%	二・四〇%	二・二九%	一・六八%	一・八一%	一・八一%	一・七八%
燕麥(シ)	一・二三%	一・二五%	一・〇七%	一・〇〇%	〇・九七%	〇・九九%	一・〇五
小麦(シ)	六・〇五	六・四〇	六・三五	六・九五	七・二〇	七・二五	七・四五
小麦粉(一〇〇ポンド)	一六・一五	一六・五〇	一六・四五	一七・〇五	一七・三〇	一七・三五	一七・五五
サントス(セーポンド)	四九%	五三%	五三%	六四%	六四	六七	六九%
コーヒー	二九・九〇	三二・九〇	三三・〇五	五〇・〇五	五九・七〇	四六・一五	四六・四五
パヒア・ココ	七・七〇	八・二五	八・六五	八・六五	八・八〇	八・六五	八・六五
砂糖(シ)	五九%	八三%	六七	六六	五七%	六一	五八%
パター(シ)	一一・七〇	一五・四五	九・四五	一六・六%	一五・八%	一六・一%	一五・八%
ラード(シ)	一一・七〇	一五・四五	九・四五	一八・二〇	一八・七五	一七・七〇	一六・四五
金							
銑鉄(ドール)	四九・九四	五七・一一	五九・七五	六一・二五	六〇・一六	五〇・一六	五〇・一六
ビレット(シ)	五三	五六・三〇	五九	六二	六四	六四	六四
屑鉄(シ)	四二	四四	四四	三三	三二	三五	三七
電気銅(セーポンド)	一一・二%	一一・二%	一一・二%	一一・二%	一一・二%	一一・二%	一一・二%
アルミニウム(シ)	一七%	一九	二〇	二九%	三〇	三〇	三〇
アンチモニー(シ)	二六・二八	五一・四五	三六・四七	三〇・四七	三〇・四七	三〇・四七	三〇・四七
鉛(シ)	一一	一九	一四%	一三%	一四%	一四%	一五
水銀(七六ポンド)	七五	二二	二一八	一八八	二九〇	三二五	三二五
亜鉛(セーポンド)	一五・七二	二〇・三八	一三・三三	一〇%	一一%	一一	一一
海峽錫(ドール)	〇・七八%	一・〇三	一・二一	〇・八五	〇・九二%	〇・九三%	〇・九二%
織維							
綿(セーポンド)	二四・七九	四二・七五	三三・六〇	三三・七五	三五・二〇	三五・五〇	三五・〇五
プリント(セーヤード)	一五%	一六	一五%	一四	一三%	一四	一三%
ファイラデルフ イア ピッツバーグ							



期貸付(期間三カ月以内)であつて、今回の貸付は金額、期間、貸出事由に付いては従来の慣例を破る異例な措置として注目される。なおこれと関連して米國輸出銀行が、前記ブラジルに対する三億ドルの焦付米國輸出債権の肩替貸付の外、アルゼンチンに対しても一二五百万ドルに上る同種の融資を行つて注目されていたところ、近くチリも同國の新經濟政策がインフレーション抑制の効果を達し得る迄の期間、現在の悪化した対米外貨收支切抜けのため五〇百万ドルの融資を折衝中と伝えられている。

商工業に対する事業貸出は頃來減少傾向を続け、下半期の季節的上昇期に拘わらず六月末より九月七日現在迄五五〇百万ドルを減少し(昨年同期三七〇百万ドル、一昨年同期六八〇百万ドル増)期待された上昇を示さなかつたが、十月に入りニューヨーク所在主要銀行事業貸出は久方振りに第一週七二百万ドル、第二週四二百万ドル、第三週二百万ドルと三週間連続して増加して注目を惹いた。事業貸出の減少は主として景氣後退に基づく資金需要の減退に基因するものであるが、その外商業手形金利の低下が、事業貸出金利の低下に比し著しく、企業が銀行借入に代へ商業手形を利用する傾向があることが指摘されている。商業手形の出廻は其後も依然として顯著で、九月末現在残高は二、一九二百万ドルと前年同期比一〇%増、内公開市場を通じたものは八〇三百万ドルと前年同期比六五%増となつてゐる。他方家屋建設の活況を反映して不動産抵当融資は毎月増加し、商業銀行の貸付残高は第三・四半期中約五億ドルの純増を示した。更に住宅法の改正(連邦住宅局保証貸付の頭金の軽減、貸出期間の延長)により住宅金融の申込は一段と増加し、連邦住宅局に対する保証の申込件数は九月六七千件と八月を二四%上廻り、同局設立以來二〇年間の最高記録を示している。

十月四日財務省は財政資金調達のため利率一%、二年七カ月物中期債四〇億ドルを発行した。当初金融界では長期債の発行が予想されていたところ、当局は長期債の発行が、社債・地方債等長期資金市場を圧迫し、景氣対策上も問題があるとして、これを避け、商業銀行引受に適した中期債を発行、商業銀行引受による信用創造(通貨量の増大)により間接的に個人及び企業の支出の増大を図り景氣

恢復の一助とする処置をとることとなつたものである。このため四〇億ドルの新規発行額中約二八億ドルは商業銀行の引受けるところとなり、このため所要準備は五乃至六億ドル増加し、金融市場は一時的に逼迫、連邦資金金利は公定歩合にほぼ近い一%に迄達したが、これに対し連邦準備銀行は先月末から十月初旬にかけ、公開市場において、政府証券引受による所要準備増加額を上廻る八一〇百万ドルの政府証券買上操作を行い、金融緩和策を続け新規政府証券の発行を円滑ならしむるとともに、商業銀行をして引続き一〇億ドル内外の過剰準備を維持せしめてゐる。

財政資金調達のため前記四〇億ドルの発行に加え、年度内更に約二〇億ドルの政府証券の発行が予想されていたところ、支出削減と後述の間接的な資金調達により年度内発行は見送られる模様で、これに代り現在論議の中心となつてゐるのは、本年十二月十五日期限到来の一六八億ドルの政府証券の借換債発行にあたり、長期債の発行がなされるか否かの問題である。パージエス財務次官補は長期債発行の条件が整つてきたことを示唆しているが、共和党政府の公債政策の基本たる公債の長期化が、景氣後退下にあつて進捗をみずに終つてゐる折から、借換債に長期債が含まれるか否かは景氣の将来に対する政府当局の見透如何を示すものとして注目されている。

前記間接的資金調達の一方法として、政府は、商品金融会社(C.C.C.)の貸出額(八月末現在、二、二〇八百万ドル)の一部一、一五〇百万ドルを市中に肩替りすることを決定した。右肩替りは個々の貸出債権に付いて行うものではなく、C.C.C.が貸出債権引当てに利率一%期間九カ月の特殊債務証券(certificates of interest)を発行、市中がこれを引受けるもので昨年の例に倣い(昨年度肩替り一〇億ドル)シカゴ連邦準備銀行が実務を代行することとなつた。

### 三、西歐諸國

#### (1) 英國——上半期國際収支

十月中金ドル準備は羊毛等季節的収入の増加を反映して左の如く四カ月振りに増加に転じ月末残高は、二、九三六百万ドルとなつた。



経済情勢調査(その三)

十月中金ドル準備の増減

(単位 百万ドル)

前年同月中	米國援助		対EPU		EPU		計	月末残高
	(註1)	(註2)	(註1)	(註2)	以外地域			
十月中	(+) 一七	(+) 六	(+) 一五	(+) 二二	(+) 三三	(+) 三五		二、九三六
前年同月中	(+) 一三	(+) 六	(+) 一五	(+) 二二	(+) 三三	(+) 三四		二、五二〇

(註1) 余剰農産物処理分が含まれ、今後その増加が見込まれている。  
(註2) EPU債務返済二百萬ドル、フランスよりの借入金返済八百萬ドルを含む

ニューヨーク市場におけるポンドの現物為替相場は月末二・七九ドルと先月末の二・七九ドルから稍々回復を示しているが、未だ二・八〇ドルに達せず、振替可能ポンド亦二・七二ドルに止まつて季節的なポンド相場の回復は稍々遅れている。

此程上半期の国際収支白書が発表されたが、それによれば、ドル地域以外の地域に対する輸出の増加、海運収入・海外所在石油会社収益の増加等によつて貿易収支及び貿易外収支ともに前年同半期に比して改善を示し、經常収支の黒字は一五四萬ポンドに上り、米國軍事援助を含めれば一七八萬ポンドの黒字となつた。ポンド残高は植民地、海外スターリング地域諸國の保有額増加により、前年末に比して一二〇萬ポンドを増加したが、これは海外投資、南阿よりの金買入の増加等によるものと見られる。なお海外投資が一九四六―五〇年平均の一五五萬ポンドから一九五一―三年平均の一八〇萬ポンド、一九五四年上半期の八八萬ポンドと逐次増加を見せ、然も金ドル準備が本年六月までの二年間に四七六萬ポンドの増加を見たことは顕著な英國經濟の改善の跡を示すものとして注目される。

政府は十一月一日より西欧向け旅行者に対する外貨の一般割当を五〇ポンドから一〇〇ポンドに(小人は三五ポンドから七〇ポンドに)引上げることとしたが、これによつて右旅行者持出金の限度は一九五一年末引下げ前の水準に復することとなつた。なおこれはOEEC諸國間の貿易、為替の自由化の方針に即応したものである。

英國の國際収支及びポンド残高の推移 (単位 百万ポンド)

各期末ポンド残高	地域別經常収支						國際収支						一九五四年(暫定)	一九五三年				
	ドル地域	その他西半球諸國	OEEC諸國	その他非スターリング地域	非スターリング地域計	英國植民地	その他スターリング地域	スターリング地域計	合計	IMF等國際機関計	輸出・再輸出入(f.o.b)	貿易			貿易外	米國軍事援助	差引經常収支	
一九五四年(暫定)	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九五三年	六二	四二	三〇四	三三六	七二七	一、〇九三	一、七九九	二、八九二	三、六〇九	五六六	一、四六七	一五	一五三	五五	一七九	一、三二六	一、三二六	一、四二二
一九五二年	六二	四〇	三〇五	三六六	七三三	一、〇三三	一、八三二	二、九三五	三、七〇八	五〇九	一、三二六	一五	一五三	五五	一七九	一、三二六	一、三二六	一、四二二
一九五一年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九五〇年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九四九年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九四八年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九四七年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九四六年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九四五年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九四四年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九四三年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九四二年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九四一年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九四〇年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九三九年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九三八年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九三七年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九三六年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九三五年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九三四年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九三三年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九三二年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九三一年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九三〇年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九二九年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九二八年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九二七年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九二六年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九二五年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九二四年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九二三年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九二二年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九二一年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九二〇年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九一九年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九一八年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九一七年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九一六年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九一五年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九一四年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九一三年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九一二年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九一一年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九一〇年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九〇九年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九〇八年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九〇七年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九〇六年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九〇五年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九〇四年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九〇三年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九〇二年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九〇一年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九〇〇年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九九九年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九九八年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二	一、三二六	一、四二二
一九九七年	六一	二七	三〇四	三七八	七七〇	一、一八九	一、八六四	三、〇五三	三、八二三	五一四	一、四二五	四六	二〇〇	二四	一七八	一、四七二</		

貿易収支 (単位 百万ポンド)

前年同月中	輸 (f.o.b) 出		輸 (c.i.f) 入		差引入超
	内北米向け	出	出	入	
八月 中	二一四・〇	一九・六	二六六・七	五二・七	
九月 中	二一六・六	二一・九	二八五・八	六九・二	
前年同月中	二〇九・七	二五・四	二六九・七	六〇・〇	

英連邦諸国のGATT総会に対する準備会議が五日より十二日までロンドンにおいて開催され、そのコミuniqueにおいて英連邦特惠制、日本のGATT加盟、輸入制限、輸出補助金、二国間通商協定等の問題に関し、各国政府の意見の交換がなされたことが発表された。ソニークロフト商相は七日から開かれた保守党大会において「特惠制拡大の自由を認めるようにGATT規定を改正し、連邦間の結びつきを強化することが必要である」と述べ、また二十一日には下院で右連邦会議について説明し「連邦諸国は特惠制の価値を一般的に認めている」と答えて特惠維持の方針を明かにした。さらに日本のGATT加盟について低賃金、輸出促進措置に関する制限、繊維製品等一部品目についての最惠国待遇適用の除外等を提案するとも伝えられ(フイナンシャル・タイムズ十月十九日)ているが、一方関税以外の輸入許可制等による量的輸入制限については、先月末オッタワの英連邦蔵相会議でその必要性を認めた貿易自由化原則とも関連して明年中に制限を全廃することをGATT総会に提案するという観測もあり(エコノミスト十月九日)、英国のGATT総会に対する態度が注目される。

国内経済は生産の増加(一九四八年一一〇〇とする九月の暫定指数は一一三一一二で前年同月比五%増)、物価の安定(一九四七年六月一一〇〇とする九月の小売物価指数は前月に引続き一ポイント低下して一四三三)、失業の減少(九月の失業者は労働人口の二%)等順調な推移を辿り、株式市場また活況を示して工業株価指数(フイナンシャル・タイムズ、一九三五年七月一日一一〇〇)は前月末の一七・一・五から今月末には一八〇・七に達した。

ロンドンの合同沖仲仕組合(National Amalgamated Stevedores and Dockers Union)は七月の食肉配給統制撤廃以降の食肉選別のための労働時間

の延長に対して、超過勤務は強制的なものではないと主張して七千名が四日よりストに入り、又運輸及び一般労組(組合員百三十万人)の組合員三千名が組合幹部の反対を押し切つて之に参加、更にストはリヴァプール、サザンプトン等の諸港にも波及して全国港湾労働者七六千名中四五千名がこれに参加するに至つた。その結果下旬には英国の輸出の七割、輸入の六割五分が止まり、輸出業者の信用の喪失、クリスマス用おもちゃ輸出に対する打撃、船会社の損失、ゴム価格の騰貴等を招き、一部には原料在庫の払底から生産縮小を余儀なくされる向も生じ、その影響は食糧、生産、雇用の全般に及ぶ懸念すら生じたが、労相は軍隊を以て港湾労働に従事せしめる決意を明かにし、また政府の任命した審問委員会(Court of Inquiry)の報告によつて労使間の協議が順調に進捗したため、十一月一日より職場復帰を見ることがとなり、一九二六年のゼネ・スト以来の大規模なストといわれた港湾ストも漸くにして終りを告げるに至つた。今回のストでは労使間の超過勤務を繞る対立の外前記両労組間の勢力争い、組合幹部に対する下部の批判等の事情も絡んでいたためにその解決が長びいたものと見られ、結局超過勤務が強制的なものでないこと、しかし必要な超過勤務を継続することを労使双方が認めたと云え、その実際の運営に関する両者間の協議等はなお今後の問題として残されている。

二十日恒例の市長晩餐会においてバトラー蔵相は生産量と生産性の増大率が英国の世界における地位を決定するとし、その増大率を高めるための投資と貯蓄の必要性を説くとともに「英連邦の生き血であるポンドの健全化及び強化は党の如何を問わず我々すべての者が第一に努力すべきことである」と述べ、またポンド自由化の前提条件を達成するには時間が必要であり、この間にこれが国家的利益に合致するということに意見の一致を見ることが、スターリング地域及び英国の経済力の強化、外部からのクレジット供給源の確立、米国の自由貿易政策、国際貿易の拡大及び自由化を図るべき効果的な貿易準則の確立等が必要なることを指摘した。また同席上において英蘭銀行コポルト総裁は通貨政策が有用且つ弾力的な政策であるが、他の面における誤つた政策の影響を相殺することはできないとして財政規模の圧縮の必要なことを暗に示すとともに、ポンドの交換性については

「長い障碍物競馬の如く幾つかの段階を経て実現すべきものである」と述べ、漸進的且つ総合的政策によつてポンドを国際通貨として一層有用なものにすべきことを説いた。

なお従来から国民貯蓄運動を推進して来た国民貯蓄委員会では新たに二百万貯蓄者獲得運動を進めることとなつたが、これに伴つて第九回国民貯蓄証券、三三%利附国防証券の保有限度が夫々七五〇ポンドと二、〇〇〇ポンド(従来夫々五二五ポンド一、〇〇〇ポンド)に上げられ、また勤労者の貯蓄を雇傭者と協力して促進せしめる退職者貯蓄制度(Retirement Savings Scheme)並に奨励貯蓄制度(Assisted Savings Scheme)が設けられることとなつた。

退職者貯蓄制度は年収二千ポンド以下の従業員がその収入で定期的に国民貯蓄証券又は国防証券を買入れ、別に雇傭者は各従業員の賃銀の一割ないし年百ポンドの何れか少ない方を限度とする金額を信託基金に繰入れるもので、右積立金の支払は退職、死亡等の場合に限られる。奨励貯蓄制度は雇傭者の積立額が従業員の貯蓄額と同額ないしは週五シリングの何れか少ない方の額を限度とすること及び積立金の支払が退職、結婚等の事由及び、五年間の期間経過によつて自由になる点で前の制度と異つてゐる。両制度とも雇傭者の積立金繰入れは税法上企業の経費として認められ且つ従業員の所得としても計上されない。

(2) フランス——来年度予算案と財政政策の動向

マンデス・フランス内閣の新経済政策は引続き順調な発展を示している。即ち二日には、農業原材料の価格引下(一五%)と当該原材料生産部門に対する補助金五〇億フランの追加支出とを決定、政令を以て公布即日実施に移した外、九日には貨与部分の拡大——一時間当り一五フランから二一・五フランへ——により最低法定賃銀を二二・一五フラン(時間給)に上げ、所謂新賃銀制度の方向を明らかにした。一方、自由輸入の拡大についても政府は漸進的にこれを推進し、前月の措置に引続きOEEC地域からの輸入に対する自由化リストに新品目を追加すると共に、自由化率も五七%から六二・五%に上げた(何れも二十日)。右の引上げは前月の措置と同じく内部的且暫定的なものであり、OEEC当局には通告されて

はいないが、これにより十一月一日には予定通り六五%に達することが確実と見られるに至つた。

この間一般情勢は更に好転し生産の上昇と貿易収支の改善が特に顕著である。工鉱業生産指数は六月来既に前年の水準を一〇%程度上廻つてゐるが、十月中に於る対EPUポジションも一九五二年六月以来二ケ年余ぶりに黒字(六・一百万ドル)を記録し、更に貿易収支に至つては実に朝鮮動乱勃発以来最初の出超(四億フラン)を示す等注目すべき現象が現れており、二十五日に於るフォール蔵相の言明も明春(四月)には十八ヶ月計画の目標が数ヶ月早めに達成されると共に、自由輸入も七五%の線に拡大し得ることなるうといふ明るい見透を述べている。

尤も反面には困難も次第に増大している。ブラッセル条約の拡大によるヨーロッパの新安全保障機構の構想は、十月に入つてからロンドン・パリーの両協定となつて次々に結実し、EDC条約案否決後に於るマンデス・フランスの外交政策についても一応の方向が明らかにされた外、特にザール問題の処理と広範な経済協力関係の樹立を規定した独仏協定に大きな関心が集められてゐるが、こうした政策の推進に關して問われた信任投票に於て社会党の支持を得る為、前記賃上が行われたとの観測もあり、今後に於る社会党との協力関係の確立は新経済政策の実施に専念すべきマンデス・フランス内閣にとつて極めて重要な問題と見られ、人民共和派に対する連繫恢復の必要と共に、社会党の入閣問題が漸く表面化せんとしている。

こうした情勢に鑑み政府は今後金融、財政面に於る積極的な対策を通じて、十ヶ月計画の完成に努力せんとしており、中期信用を中心とする一連の金利引下げ政策と所得税に対する減税措置等が真剣に考慮されているが、マンデス・フランス内閣のかかげる新経済政策の骨格をなすものとして特に重要な意義を持つものは、一九五五年度予算案である。

① 来年度予算案の概要

来年度予算案は二十三日国民議会財政委員会に提出された。その概要は次の如くである。

一九五五年度予算案概要

(単位 十億フラン)

	一九五五年度予算案		一九五四年度		予算比較による増減
	確定	予 算	(1)	(財政収支実績)	
一、一般予算収支					
(一) 歳 出	三、二四五・〇	三、一九一・〇	(三、三二一・〇)	(+)	五四・〇
一般民政費	二、〇八八・〇	一、九〇八・〇	(二、〇三九・〇)	(+)	一八〇・〇
經常支 出	一、七六四・〇	一、六一二・五	(一、七三二・〇)	(+)	一五一・五
資本支 出	三二四・〇	二九五・五	(三〇六・〇)	(+)	二八・五
(2) 軍 事 費	八九〇・〇	九七〇・五	(九七〇・五)	(-)	八〇・五
(3) 戦 災 補 償 費	二六七・〇	三一二・五	(三一二・五)	(-)	四五・五
(4) 歳 入	二、九八二・〇	二、八六九・〇	(二、九〇三・〇)	(+)	一一三・〇
(5) 一般並びに特別歳入	二、九八二・〇	二、八二四・〇	(二、九〇三・〇)	(+)	一五八・〇
(6) アメリカ援助	〇	四五・〇	(〇)	(-)	四五・〇
(7) 差 引 (歳出超過)	二六三・〇	三二二・〇	(四一八・〇)	赤字減	五九・〇
(8) (内支出削減予定)	(〇)	(三三〇・〇)	(〇)		
二、一般予算外国庫支出					
(一) 特 別 勘 定	二五〇・〇	二六五・〇	(二六五・〇)	(-)	一五・〇
(二) 経済拡張基金繰入	一九五・〇	二一〇・〇	(二一〇・〇)	(-)	一五・〇
三、総収支尻(歳出超過)	五一三・〇	五八七・〇	(六八三・〇)	赤字減	七四・〇
(参考) 標準住宅建築基金貸付	七五・〇	七五・〇	(七五・〇)		〇

- 註 (1) 八月迄の実績を基礎にして推定を加えたもの  
 (2) 現在進行中の行政改革に伴う経費の節減、官吏の待遇改善等は織込まれていない  
 (3) 再建設費の合計  
 (4) 学校の建設、農業設備の充実、技術上の調査研究に充当する為に三三〇億フランの追加が予定されているが財源は行政機構の改革等通常支出の節約により捻出されねばならない  
 (5) アメリカの援助を控除した実質的負担額を計上  
 (6) 軍事費の大小はインドシナ派遣軍の為に要請されているアメリカの援助如何にかかっている  
 (7) 軍事費の軽減に充当された金額(一、四〇〇億フラン)を除く  
 (8) 一般予算外国庫支出中には国有企業に対する借入保証を含まない  
 (9) 預金部の資金繰が許せば三三〇億フランの追加が認められる

本年度予算に比較すれば、新予算案には形式的にも内容的にも様々な変化が見られるが、財政委員会に於るフオール蔵相の演説を中心にして以下簡単に来年度予算案の問題点を挙げ、その内容を検討して見たい。

② 来年度予算案の編成方針

来年度に於るフランス経済の課題は経済拡張の傾向を維持、発展させることにあり、特に農業、並びに食糧生産の増大が重要な問題となるが、その為には生産並びに国民所得に於ていづれも六%内外の上昇が達成されなければならない。従つて政府は個別投資を刺戟する為に投資に対する減免税措置を講ずると共に、貿易の自由化を背景にして設備の近代化と更新とを促進することに努めねばならないが、財政政策についてもこうした観点から財政負担の軽減と財政投資の維持拡張とを考慮する必要があるわけである。

③ 本年度予算の施行状況と来年度予算見積の骨子

イ、一般民政費(経常支出)——本年度予算はその施行に当り、二〇〇億フラン程度の膨脹を余儀なくされている。これは①各種補助金、官庁給与及び国鉄赤字補給金の増額(四〇〇億フラン以上)等を主因にした当初見積の改訂六五〇億フラン、並びに②余剰小麦輸出補助、パン価格維持費の増加三二五億フラン等に基づくものであり、輸出の漸増、低額所得者に対する給与引上、余剰農産物問題等、予期せざる事態に即応するやむを得ざるものと考えられているが、例年の規模を上廻る国鉄の赤字は各方面の注目の的となつてゐる。来年度予算はこうした実情を基礎として国鉄赤字補給金の増額(二〇〇億フラン)を見込んだ外輸出補助金、義務教育費、傷病兵対策費等に夫々若干の増加を予定している。

ロ、一般民政費(資本支出)——本年度の支出実績は確定予算を僅かに上廻る程度に止まるものと見られているが、来年度に於ては本予算案による見積の外、追加支出として予想される三三〇億フラン(註(4)参照)があり、これを合せれば、来年度予算は略一五%程度の増加が見込まれることになる。増加の主な対象となつたものは文部省、農林省、保健省、北アフリカ並びに海外領土省関係の支出である。

ハ、軍事費——今春来に於るインドシナ戦局の逼迫に伴い六月頃には年間三〇〇億フラン程度の追加支出が不可避と見られていたにも拘らず、其後インドシナの休戦が実現したこともあつて、本年度に於る年間の支出は略確定予算の範囲内に止まることが予想されるに至つたが、来年度予算に於ては本国並びに海外諸領関係費として八、三〇〇億フラン、インドシナ関係費として六〇〇億フランが夫々計上されており、総額として対本年度比八〇五億フランの負担軽減が見込まれている。尤もインドシナ関係費については問題が残されている。現在のインドシナ派遣軍を維持するに要する経費は二、〇〇〇億フラン程度と見積られているので、予算に計上された六〇〇億フランとの差額はアメリカの援助によつて賄わなければならないが、現在進められている交渉の如何によつては派遣軍の早期引揚(南ヴェトナムの實質上の放棄)も予想されるわけである。いづれにしても来年度予算に於る軍事費の削減が主として休戦によりもたらされた結果であることは明らかであり、経済自立の中心課題である財政の健全化の為に強行されたインドシナ休戦の効果が、部分的ながら早くも予算面に反映されたものとしてこの点は特に重要な意味をもつものと考えられる。

インドシナ関係費とアメリカの援助 (単位 十億フラン)

担	年一九五五年度		年一九五四年度		比較増減
	一九五五	一九五四	一九五五	一九五四	
フランス本国予算	六〇	四二八・〇	六〇	四二八・〇	(-) 三六八・〇
アメリカの対仏援助	(1) 〇	一四〇・〇	(1) 〇	一四〇・〇	(-) 一四〇・〇
フランス派遣軍経費	(2) 〇	一三五・〇	(2) 〇	一三五・〇	(-) 一三五・〇
ヴェトナム軍関係費	六〇	一五三・〇	六〇	一五三・〇	(-) 九三・〇
フランス本国の實質的財政負担	六〇	一五三・〇	六〇	一五三・〇	(-) 九三・〇

註 (1) 目下交渉中。一説によれば一九五五年度に限り略前年と同額程度の援助が与えられるといふ見透もある。

(2) インドシナ三国の独立に伴い今後は本国を離れせず直接三国に与えられる。

ニ、戦災補償費——軍事費と並んで顕著な減少を示したが、戦災による設備並びに諸施設の復興が進んだ為こうした縮小が可能となつたものであり、其自体極

めて好ましい事態であると説明されている。

ホ、一般並びに特別歳入——本年度の歳入は予算に於る見積二兆八、二四〇億フランに対し七九〇億フラン程度これを上廻るものと見られている。即ち本年度の税収は、経済の拡張を反映して一、〇四〇億フランの自然増収（内四五〇億フランは流通税関係の増収によるもの）——但、二〇〇億フランは当初予算織込済——が見込まれているが、一方税制改革の結果五六〇億フランの減収も予想されており関税収入等に於る若干の増加を含めて前記七九〇億フランの増収が推定されているわけである。来年度予算案はこうした事態を基礎として更に七九〇億フランの増収を見積っている。主なるものをあげれば、直接税の増加二五〇億フラン（内所得税八〇億フラン、法人税一〇〇億フラン等）、間接税の増徴四五〇億フラン（内関税一五〇億フラン、附加価値税三〇〇億フラン）等となるが、予定通りの税収を確保するには徴税活動の強化と物価の安定を図ることが必要となる。経済活動の上昇に伴い国民所得に対する税収の割合が低下するという事実を考慮すれば来年度に於ても本年程度の増収を期待することも出来るが、政府は更に所得税に対する標準税の軽減を考慮する等一連の措置を研究中である。

④ 来年度予算案の特徴と予算施行に伴う一般的影響

右の如き内容を通観すれば、来年度予算案の特徴は①赤字の減少と②財政投資の増大の二点に見出される。一般民政費中の経常支出がかなり大幅に増加しているにも拘らず赤字の減少が予定されているのは、歳入の増加による所が大きいにしても軍事費等に見られる諸支出減少に負う部分も決して小さくはない。又直接間接に国庫の負担となる支出の外、預金部等も含めた広義の財政支出で新規投資に充たされるものを集計すれば、七一〇億フランの支出増加となり、「不生産的支出の生産的支出への転換」を標榜したマンデス・フランス財政の方向は、その一端をうかがい知ることが出来る。

財政投資の推移

(単位 十億フラン)

	一九五五年度	一九五四年度	比較増減
一般民政費中の資本支出	三五七	三〇六	(+)
経済拡張基金繰入	一九五	二一〇	(-)
標準住宅建築基金貸付	一〇七	七五	(+)
国有企業借入保証	九九	九六	(+)
合 計	七五八	六八七	(+)
			七一

フオール蔵相の財政演説は最後に予算施行に伴う影響として①資本支出を中心とした財政投資増大によつてもたらされる経済拡張促進の効果と②赤字の減少による民間投資刺激の効果とをあげ、更にインドシナ内戦の負担が消滅しフランス経済の全力を再建に集中し得る見透が増大しつつある際経済の再編を目的とした新経済政策推進の為に果すべき予算案の役割の大なる所以を指摘し、不十分ながらも一つの意志を示した予算であると強調している。

⑤ 予算案に対するル・モンド紙の見解と来年度財政の問題点

十月二十七日附ル・モンド紙は社説に於て右予算案を論評し新しさと不確実さに満ちた計画といつてゐる。事実新予算案には特にその形式に於て目新しいいくつかの点が見出される。本年度予算の編成に当りフオール蔵相は、経済拡張基金への繰入等一連の長期投資を一般予算から分離し、これがいずれも国庫に於る資金繰の余裕と公債消化による収入によつて賄われるべきであるという原則を明確にすると共に、起債市場並びに公債消化成績の如何により随時これが削減を可能とする体制を整えたが、来年度予算の編成に当つては更にこの方針を推進し、最近に於る起債市場の活況に伴い不要となつた国有企業への借入(内容的には起債)保証を予算から削除した外、標準住宅建設費を預金部貸付に転換せしめている。こうした形式上の目新しさは、予算と国庫の資金繰との混同を正し、長期財政資金の運用と一會計年度の資金操作とを区分する意味に於て重要な点であり、健全財政確立の爲にも有力な役割を果すものではあるが、一方来年度予算案は多くの点に不確実な要素を残しており、拡張を基礎とした経済再編の目的を達成する

為には極めて不十分なものであることも否定出来ない。不確実な要因は予算施行の過程に於て歳出の膨脹を招く危険性を減し、不十分な憾みは「不生産的支出の生産的支出への転換」の規模について指摘される。

赤字の縮小に対する努力は、一般予算に於る歳出超過額並びに総収支尻の検討によつて計数的にも明らかにされるが、マンデス・フランス年来の主張たる財政規模の圧縮については、必ずしも確実な結果が示されているとはいひ難い。即ち来年度予算案は、総額として、本年度実績(推定)に対し若干の縮小を記録してはいるものの、本年度の確定予算に対しては僅かながらこれを上廻つてゐる。当初予算と実績との間に見られる例年の懸隔を考慮すれば、来年度予算案も又この轍をふまぬものとは断じ得ず、①官庁給与の引上②高齢者保障基金の設置③援助に伴う軍事支出の変動等、歳出入両面に於る不確定要因の存在を顧慮すれば、財政規模膨脹の可能性も無視出来ず、これら諸問題の処理如何によつて来年度財政の性格が決定づけられることになる。換言すれば今回提出された予算案はあくまでも骨格を示すに止り完結した計画とはいひ難い。

不生産的支出の生産的支出への転換という見地から見ても問題は少くない。本年度に比して増加を示した歳出項目の中、生産的支出に重点がおかれていることは既に見た通りであるが、公債費等の如く不可避の増額を余儀なくされたものも見逃し得ない。又不生産的支出の削減については戦災補償費と軍事費の減少が復興の進捗とインドシナ休戦という夫々財政外的な条件に基くものでありそれ自体は必ずしも財政当局の努力を示すものとはいひ難い。従つて支出の増大にも拘らず、赤字を減じ得たのは経済活動の発展による自然増収に負う所が大きく新経済政策推進の予算としては不十分なものといわざるを得ない。こうした不十分さは一面からすれば急激且性急な変革をさげんとする慎重さのあらわれとも見られるが、インドシナの休戦に伴う財政負担の大幅な減少が少くとも一九五六年迄は望み薄なだけに過渡的な期間に於る財政政策の運用は難しく、ル・モンド紙の如きも、民間の財政負担に一層の軽減を見れば経済の拡大を図ることもそれ又容易になつたであろうと述べ、暗にその不十分なる所以を指摘している。従つてこうした不十分さを如何にして補い、経済の拡張を軌道にのせるかということとは来年度

財政に課せられた重要な問題といわざるを得ない。

(3) 西ドイツ——主権回復再軍備とドイツ経済

三日西独の主権回復と再軍備の大綱を規定する ロンドン九カ国協定が調印され、更に二十三日西ドイツの主権回復・ブラッセル条約機構及び北大西洋条約機構への加入を認めたパリ協定が調印された結果、批准手続は残されているものの西ドイツの再軍備は確定的となり、その西独経済に対する影響如何は今や同国内の最大関心事となつてゐる。

ロンドン及びパリ協定の西ドイツ経済への影響は、エルハルトも言明している通り明暗二面を有しており、積極面においては主権回復に伴う各産業分野における生産上設備上の制限及び各研究部門における制限の緩和、民間航空の再開、国際入札手続の簡易化、外国人に対する差別的優遇規定の廃止等が期待されており、更に諸種の経済法規の面においても西ドイツ憲法の規定に背反する如き諸種の制限規定が改廃されることが予想されている。産業界が特に関心を示しているカルテル再建の問題については、市場経済原則の擁護を標榜する現政府の方針に徴して早急にカルテルが復活するものとは考えられていないが、金融機関の分割については夙に問題のあつたところでもあり来年中には現在の銀行地域の廃止、銀行の合併が行われるものとの見込が強くなつてゐる。

なお産業界においては現在内需、貿易とも活況を呈し完全操業の体勢にある上、設備の軍需転換資金の調達が困難であるため所謂軍需景気に対して殆んど関心を示していない。再軍備の発足は早く来春、遅ければ来年の八月頃、その一応の完成迄には数年を要するものと考えられており、当初装備は米國から供与される予定で、これに伴つて来年度の軍事費は従来の平均支出額を二〇—三〇億マルク上廻り九〇億マルクとなる見込である。

現在最も懸念されている問題は(1)再軍備により原料、労働、生産能力が軍需生産に吸収され、延いて生活水準が切り下げられ輸出能力が減退する危険があること、(2)軍備のための財政支出によりインフレーションを惹き起す懸念があること、(3)現在迄多大の成果を収めて来た市場経済の原則が軍需の強制調達によつて攪乱される可能性があること等である。

(1)の点について特に憂慮されている問題は五十万の兵力調達による労働力の不足であつて、デユツセルドルフ商工会議所の報告に依れば同商工会議所地域においては現在において既に労働力不足のため受託品の納入遅滞が懸念されている状況に在る。しかしエルハルトはこの問題につきそれが再軍備に伴う最も困難な問題であることを容認しながらも、労働力不足の問題は合理化によつて解決可能であり、一九五三―四年間において八一・九%、金額にして一二〇―一三〇億マルクの社会生産の増加が期待せられ来年度も一〇%程度の工業生産増加が予想せられることに鑑み、再軍備に伴い予想せられる年間二〇―三〇億マルク程度の負担増加は国民生活水準を低下せしめざるのみならず輸出能力にも殆んど影響はないと自信の程を披瀝している。しかしながら社会生産の総体において軍備需要の増加分を吸収出来るとしても、工業連盟会長ベルクも言明する如く当初軍需生産のため設備投資等を通じて消費財生産が圧迫せられることは避け難く、重兵器の多くをアメリカからの供与に俟つとしてもこの問題は依然重大問題たるを免れない。

(2)の点については前述の如く再軍備発足の第一年度たる来年度においてその支出は九〇億マルクに達するものと見込まれ、更に支出額は再軍備の進捗と共に増加し、再軍備が本格的軌道に乗つた暁には年間一一〇億マルクに及ぶものと予想されている。エルハルトは政府・議会とも經常収入の範囲で軍備支出を賄う決意を有しており財政インフレの懸念はないと述べているが、当面の責任者たるシェプラーは来年度の予算は一五億マルクの歳出超過となる見込で大蔵省としては財政収支の均衡を保持するため総額一五億マルク、利率六%、償還期限一五年の国債を額面で発行する意圖であることを明にした。この公債発行計画に対して民間筋では①本年末の資本市場育成法の失効により漸く起債市場に新生面が開かれようとする折柄かかる多額の公債発行は民間の起債を圧迫すること②公債利率が今後の資本市場の標準利率として指導的役割を演ずる様になること③現在レンダー・バンクにおける政府預金が五〇億マルクに上つている上政府のレンダー・バンクからの借入限度一五億マルクが殆んど使用されていない現状から公債発行の必然性が認められないこと等の理由を挙げて反対している。またシェプラーは来年度の政府の借入も三〇億マルクに達する見込であると述べているが、金融機

関筋では対政府融資の前提として、平衡請求権の償還計画の明示、利率引上げ、譲渡許可等を求めており、今後の再軍備資金調達の前途は難行が予想される。

西ドイツ政府成立後の連邦歳出と軍事費の推移

連邦統計局年鑑一九五四年

摘要	年度				
	一九五〇― 五一年度	一九五一― 五二年度	一九五二― 五三年度	一九五三― 五四年度	一九五四― 五五年度
占領費 A	四、六四五	七、九二五	七、八五三	九、六二〇	九、四二一
歳出予算総額 B	一四、六八五	二〇、八六七	二二、〇六六	二七、八四九	二六、八七三
比率 A/B	三二%	三八%	三六%	三四%	三五%

(註) 過年度分も含む。五三―五四年度は予算額、五四―五五年度は暫定予算額

(3)の点について目下連邦議会において必要な場合において国家需要を確保するため、政府に対し連邦参議院の同意を得てすべての種類の商品の生産、加工、貯蔵、引渡に付き命令を発する権限を与えるための「私経済領域において国家的義務の遂行を確保するための法律」—Gesetz über die sicherstellung der Erfüllung völkerverrechtlicher Verpflichtungen auf dem Gebiet der gewerblichen Wirtschaft—が審議中である。この法律に依つて軍需生産の発註、代金支払等は将来国防省に設置される調達局(Beschaffungsgang)に依り行われることになる見込であるが、エルハルトは軍需領域においても原料の調達、生産能力の確保等の基本問題は従来通り経済省の手で行われ、市場経済の原則は一貫して維持せられることを保証している。

再軍備の方向が確定したものの軍需生産の共同管理機構の細目も決定を見ないためすべてが論議の域を脱しておらず、具体的に見るべき動きも少ないが、僅にロンドン協定の成立による軍需景氣到来の恩恵から重工業株、化学株が、また連合国の解体政策の後退と将来の合併を予想して大銀行株が騰貴し、その後も堅調を保持し、外人筋による買進みが伝えられていることが注目される。

エルハルトも言明している通り西ドイツの再軍備は多くの経済上の危険を内包する反面多くの経済発展の機会をも提供しており、エルハルトの予想する如く再軍備進行のテムポが緩慢であり軍備需要の多くがアメリカからの供与に依り賄われるならば、独立による経済上の諸制限緩和の利益が再軍備に依る損失を充分か



バーし得るであろうし、エルハルトの絶大な自信はかかる背景の下に理解さるべきであろう。問題はすべて再軍備の細目の決定にかかつており、この意味において今後の米ソを中心とする国際政局の動向は注目に値するものと思われる。

なお独仏間の懸案であつたザール問題も二十三日の独仏ザール協定によつてザールを平和条約締結まで西欧同盟機構に結合するという事で解決を見、更にこれに関連して独仏経済委員会、フランス、ドイツ商工会議所を設置し両国間の広範な経済協力関係を樹立することに付き原則的な了解が成立した。両国間の経済協力の内容としては欧州及び海外における独仏資本提携特に仏領アフリカに対するドイツ資本の投下、ザールの合理化のための西独資本の投下、ドイツに対するフランス農産物の長期供給等が考えられている模様である。しかし具体的な決定は今後のことにかかり西ドイツにおいてザール協定の内容についての不満の声が野党共に高いためアデナウアーの帰国を俟つてザール協定の可否の論議は活潑化するものと思われ、協定成立の可否は直ちにフランス議会におけるバリ協定批准の成否に連るため今後の動向は注目に値するところである。

税制改革のその後の動向と清算協定縮小の動き

政府の大税制改革案は当初今月一日から実施が予定されていたが、連邦議会の税政財政委員会において与党キリスト教民主同盟委員ノイベルガーより出された年所得四〇千マルク以下の低所得者層の税率を総体において政府案より更に一二%引下げるといふ提案が可決され、シェファール蔵相は財源の点からこれに難色を示していたが、遂に税率引下げによる収入減五億マルクをカバーするために、(イ)来年末に予定されていた輸出優遇措置の廃止を取引高税の払戻しを除いて本年末に繰上実施すること(歳入増加見込一七〇百万マルク)(ロ)法人税率を一本化し、従来三〇%の優遇税率の適用のあつた配当利益に対する法人税率も一律に四五%とする(歳入増加見込一二〇百万マルク)ことを条件に委員会の改正提案を容れ、明年一月一日から施行するといふことで両者の妥協が成立した。しかし産業界は税率の引下げの点は好感しているものの財源の調達方法には、輸出競争の激化が予想せられている折に輸出優遇措置を急激に廃止することは妥当ではなく、また法人税率の一本化は資本市場における資金調達を困難ならしめるものとして激し

く非難しており、その成行は逆睹し難いものがある。また財政税政委員会の委員中には更に相続税の税率を一九三四年水準に迄引下げ、税制改革の実施時期を一九五三年十月一日に遡及せしめようとする動きもあるため政府の減税案は今後も難航を免れない状況に在り、来月上旬に予定されていた最終決定案の議会提出は更に遅れざるを得ないと見られている。なお政府案の税率を更に引下げんとする動きに対しては議会の一部に再軍備による軍事支出の増加がインフレーションの危険を内包している折柄政府原案以上の減税を実施すべきではないとの意見もあり今後の動向が注目される。

西ドイツ・コロンビヤ(九月)、西ドイツ・フィンランド(本月)間の貿易支払協定が清算協定方式から新協定に切替えられた結果西ドイツの清算協定国は従来の十七カ国から十五カ国に減少した。西ドイツ・コロンビヤ間の貿易は今後自由交換通貨(米ドル、カナダドル、スイスフラン、自由交換マルク)に依り決済せられ、また西ドイツ・フィンランド間の貿易は今後制限付交換マルク勘定を通じて決済されることになる。この制限付交換マルク勘定を通ずる決済方式に依つて今後フィンランドはその対独輸出債権をすべての軟貨国に振替使用することが出来ることになるため、この措置は二国間貿易の多角化に一步を進め貿易拡大を可能ならしめる措置として高く評価されており、今後の清算協定の方向を示唆するものとして注目されている。

最近における輸出競争の激化に依る長期輸出契約の増加を反映して輸出銀行の融資限度額はシンデケート銀行の協調融資によるもの及びレンダー・バンクの再割りの使用に依るものを通じて殆んど使用し尽され、業界から融資限度の拡大が要望されていたが、レンダー・バンクはその再割引による融資額につき従来の融資限度インボイス金額の八〇%を六〇%に引下げることによつて貸付件数を増加することを決定した。従来の融資限度では業者の自己負担は事実上皆無に近い状態であつたが、今後はこれに依つて若干の自己負担を生ずるものと思われる。シンデケート銀行資金に依る融資分の条件変更については目下検討中であるが、負担金利が前者については四・五%、後者については六・七五%でこの間の不均衡も問題とされており、これらを勘案した決定が為されるものと予想される。

またレンダー・バンクは今月、西ドイツの外国為替銀行が外国銀行に対して一八〇日以内のドイツ・マルク信用を供与することを許可した。西ドイツの輸出は依然として好調を続けており十月は輸出一、九八一百万マルク、輸入一、八四八百万マルクと一三三百万マルクの出超を記録しているが、特に輸出優遇措置の撤廃見込の報を入れて機械の受注が増大している点が注目される。

工業生産も依然として上昇を続け特に建築及び投資財生産の活況を映じて十月の工業生産指数は一九二(一九三六年=一〇〇)と戦後最高を記録、失業も十月末は八二〇千人と戦後の最低を記録しデュッセルドルフ地域の如きは労働力不足すら懸念されている状況にある。かかる好況を反映して十月末の銀行券残高は一三〇・六一億マルクと発行限度一三〇億マルクを越えたが更月後縮小し目下発行限度の引上げは考慮されていない。

#### 四、共産圏諸国

##### (1) ソ連——対中共援助と東西貿易

ソ連では農産物特に穀物の納入期を控えて各地域におけるコルホーズの義務供出計画は順調に進められ、穀物供出量は昨年をかなり上廻っていると伝えられる。消費財増産計画は引続き進められており、一方都市および農村住民の消費財に対する需要も増加しているが、これを充足するため各企業、商業機関の一層の努力が要請されている。特に十月革命三十七周年記念日(十一月七日)を迎えるに当り例年のことながら生産性の向上を始め、各種年度計画の期限内達成のための社会主義的競争が展開されたことが注目された。

一日の中華人民共和国成立五周年記念祝典を機としてソ連代表と中共政府間に行われていた重要会談の成果が十二日二つの共同宣言と六つの共同声明となつて発表された。右は軍事、外交、経済、文化、交通等広汎な問題にふれているが、経済問題については一九五〇年および一九五一年に設立された非鉄金属、石油、造船、航空等中ソ合弁会社が一九五五年一月一日以後完全に中国に移譲されることに決定、またソ連資本は中共のソ連に対する商品輸出により、数年中に償還されることに定められた。また技術協力については中ソ両国は国民経済各部門の経験交流を通じて両国間の科学技術に関する協力を行うこととなり、両国は相互に

技術資料を提供し、かつ専門家を派遣して技術援助を行い、科学技術面における成果を紹介することとなつた。さらにソ連は中共に対し五二〇百万ルーブルの借款を供与し、新一五企業の建設ならびにさきに調印を見た一四一の企業の建設に必要な設備の供給を増額することとなつた。右借款は一九五〇年一月のソ連の中共に対する三億ドル借款(期限五カ年)について第二回目の借款である。このように今回の中ソ共同声明は両国経済関係の緊密化さらにその一層の発展を企図したものと注目される。

東西貿易を拡大するための、ECE貿易委員会は十一日ジュネーヴで一九四九年以来始めて開かれた。右は去る三月のECE総会において今秋東西貿易問題を議題として貿易委員会を開催するとの英ソ共同決議案が採択された結果今回漸く開催の運びとなつたものである。席上ソ連側代表は五年、七年、八年にわたる長期通商協定について直ちに交渉を開始する用意がある旨言明、詳細な取引希望品目を西欧側に提示した模様である。これに対し西欧諸国も長期通商協定は(イ)生産者がその生産計画を一層合理的に樹立することができること、(ロ)貿易の継続性が保証されること、(ハ)東西間の貿易量が増大すること等の利点があるとしてこれを歓迎している模様である。ソ連側の輸入希望品目において特に注目すべきことは機械、船舶等のほか肉、バター、魚類、繊維製品等食料品、軽工業製品が含まれていることであり、ソ連圏諸国における生活水準向上と関連するものと見られている。

十一月一日東西貿易の本年上半期実績が、ECEにより発表されたが、これによれば同期の西欧諸国の対東欧輸出は四七八百万ドルと前年同期に比し四三%、同下半期に比し五%増大した。一方西欧の対東欧諸国の輸入は四四〇百万ドルで前年同期に比し一四%増大したが、同下半期に比すれば一六%の減少となり、西欧の対東欧出超額は三八百万ドルに達したと伝えられる。右西欧の輸入減少は主として英国、オランダの輸入減少に基づくものとされている。ソ連の輸入は前年同期の二倍に増加し貿易収支は逆調と伝えられるが、これは米国筋によれば食糧、繊維原料、船舶等の輸入増加に基づくものとされている。

インドの製鉄所建設計画に対するソ連の援助提案が注目されている折柄、五日

ソ連・アフガニスタン借款協定が成立、ソ連はアフガニスタンに対し道路舗装用機械の買付資金として二百万ドルの借款を供与することとなつた。右借款金額は小額であるがソ連の未開地域に対する援助として注目されている。なお一日ソ連・ユーゴ通商協定が調印されたが、これは一九四八年ユーゴがコミンフォルムから除名されて以来初めてのものであり、ソ連はユーゴに対し原油、綿花、マンガニ、無煙炭、新聞用紙等を輸出し、ユーゴはソ連に対し肉類、タバコ、麻、カルシウム、ソーダ等を輸出する。

(2) 中共——中ソ会談の成果

十月一日建国五周年を迎えて中共各地では盛大な記念行事が催された。この日中共は「必ず台湾を解放しよう」とのスローガンを掲げるとともに、台湾解放の決意を披瀝した周恩来総理の談話を発表、また国防部長の名をもつて人民解放軍全將兵に対し台湾解放の命令を布告するなど当面の外交目標を台湾問題に集中することを明らかにしたが、続いて十日周恩来外交部長より国連本部宛打電し米国の中国領土台湾への武装侵略を非難し、国際政局に新たな波紋を投じた。

一方中共の招きに応じ建国記念式典に参列したソ連代表団の来訪を機に、北京において中ソ兩國の重要会談が行われ、十二日二つの「連合宣言」と六つの「連合公報」が発表された。

このうち連合宣言は「中ソ連合宣言」と「中ソの対日本関係に関する連合宣言」の二つに分れているものの、ともに現在の国際情勢に関する検討の結果打ち出された兩國の外交方針を闡明したものとみられ、とくにアジア政局の将来を卜する上に極めて重要な意義を有するものといえようが、その要点は次の諸点である。

一、アメリカの極東政策を「中国領台湾への継続侵略」「ポツダムにおける諸決定を破壊し、これに違反する講和条約を日本に強制した」等と真向から非難したこと

二、中共の唱導するいわゆる平和五原則にソ連も同調、これを兩國のアジア諸國に対する政策の基調として声明したこと

三、日本に対する国交の調整を重視、かなり具体的な線を示して呼びかけてきたこと

四、朝鮮問題解決のため国際会議を提唱していること  
五、東南アジア軍事集団(S.E.A.T.O.)の結成に反対したこと

また六つの「連合公報」は次のごとく今回の会談において成立した諸協定の内容を公表したもので、その狙いは大別して経済協力の強化とソ連の特殊権益の返還との二点に帰するが、重要な点はソ連の譲歩により中共が實質的にもソ連と対等の地位を獲得したとみられていることである。

一、中ソ会談挙行に関する連合公報

今次会談が行われた事実についての公表であるが、この公報中左記二つの援助協定の調印されたことが明らかとされた。

(イ) ソ連政府の中共政府に供与する五二〇百万ルーブルの長期借款協定  
(ロ) ソ連政府が中共政府の新たに建設する十五項の工業企業を援助し並びに従来の協定で定められた百四十一項の企業への設備供与範囲を拡大すること(総額四億ルーブル以上)に関する議定書

二、ソ連軍隊の共同使用せる中国旅順口海軍根拠地よりの撤退並びに該根拠地を中共の完全支配に移行することに関する中ソの連合公報

ソ連軍が旅順口海軍基地より撤退し、この地区の施設を無償で中共政府に移管する決定で、この措置は明一九五五年五月末までに完了される。

三、各株式会社中のソ連の株式の中国への移譲に関する中ソの連合公報

兩國の協定によつて設立された四つの合弁企業、すなわち新疆省有色及稀有金属開発公司、新疆省石油開発精製公司、大連輪船建造修理公司、民用航空路線の組織並経営公司におけるソ連の株式を一九五五年一月一日より完全に中共に移管することに協定が成立、このソ連の株式に対する償還は中共がソ連へ物資を輸出する方法で数年内に行われる。

四、中ソの科学技術合作協定の調印に関する連合公報

兩國政府の間に科学技術合作協定が調印の運びとなつたが、これによると兩國から各七名の委員を派して中ソ委員会を組織、毎年少くも二回の会議を開催、具体的な問題を検討することとなつており、この協定の有効期間は五年である。

五、中ソの蘭州——ウルムチ——アラムト鉄路の修建並びに連絡運輸の組織に  
関する連合公報

中共の蘭州からウルムチを経由ソ連のアラムトに到る鉄道を建設することとなり、中共国内は中共側が、ソ連国内はソ連側が建設の責任を負担、ソ連政府は中共に全面的技術援助を与える。

六、中ソ蒙三国政府の集寧よりウランバートルに到る鉄路の修建並びに連絡運輸の組織に関する連合公報

中共の集寧から蒙古のウランバートルに到る鉄道の建設についてはすでに一九五二年九月十五日協定が結ばれたこと、この鉄道はさらにウランバートルからソ連に延長される予定であること、中共領内は中共側が、蒙古領内は蒙古及びソ連政府が責任を負担、明一九五五年中に全通されることが明らかとなつた。

## 五、東亜及び東南アジア諸国

### (1) 一般情勢

ジュネーヴ会議の決定に基き十日ホー政権のハノイ接収が平穩裡に実施を見、又一時険悪化が伝えられた中共・国府関係は米国の国府に対する大陸進攻中止勸告説も伝えられて表面的には一応小康を得、更に十九日仏・印両国間に在印仏植民地返還協定の調印を了する等、月中域内国際情勢は概して緊張緩和の傾向を辿るかに見られたが、反面、東西両パキスタンの対立は、同国政府をして遂に非常事態宣言並に大統領による制憲議会の解散、内閣改造等の強行手段を採るの止むなきに至らしめた外、南ヴェトナムにおいては、親米派と目される同国首相と仏国の後援を恃む軍部との間の軋轢が愈々激化しつつあるものの如く、又インドネシアの与党大インドネシア党は経済政策の行詰りから現連合内閣の退陣を要求する等、域内諸国中にはその国内政情の複雑不安定を露呈するものもあつた。

五日から十日までオタワで開催されたコロンボ計画第六次諮問委員会においては、①日本が授益国として、タイ及びフィリッピンが何れも授益国として参加し、茲に同計画は東亜の非共産圏全域に拡大され、又②米国はインドシナ戦費の未使用分の一部を同計画推進のための費用に充当する用意ある旨を言明した。こ

のような同計画の拡充は域内経済開発に寄与するところが少なくないとの期待が寄せられている一方、米国の援助強化の裏には同計画を疑に成立を見た東南亜共同防衛条約機構(S.E.A.T.O.)の経済的裏打ちにせんとする意向が存するものとの推測も行われており、このことは英国とその旧植民地諸国との経済的連繫を保持せんとする当初の目的を根本的に修正することとなつて今後の英米両国の関係が注目される外、S.E.A.T.O.に反対を表明しているいわゆるコロンボグループ諸国はかゝる動きに対して嚴重な警戒を払つているところから、この間にも問題が内在することも考えられ、今後の動向が関心を集めている。即ちコロンボグループ諸国の動静としては月中インド首相は中共を訪問、又その途次北ヴェトナムのホー主席と会談して曩に中印間に了解を見ている不侵略不干渉の原則を確認する等その主張する第三地域と中共との連繫強化を意図すれば、それに先立ち、中共もインドとの間に貿易協定を締結、セイロンとの間に米・ゴムバーター協定の更新を行つて両者間の貿易拡充の努力を示すところがあつた。

域内主要輸出品相場はゴムが欧米の比較的安定した需要にソ連の買付、米国人造ゴム値上げ必至等の噂も手伝つて依然上昇を続け(月末にはシンガポールRSS当限一ポンド七七海峽セント%と前年二月来の高値)、茶もインドの減産、コーヒー不足による代替需要等から引続き強調を維持した外、その他の商品も米を除き概ね平穩裡に推移した。しかし米は前記中共・セイロンバーターの来年分価格は一トン三九ポンドと発表された外、パキスタン政府の余剰米輸出には一トン三〇ポンドを予定しているとも伝えられ、これらは主要輸出国の政府間貿易による輸出価格(概ね一トン五〇ポンド)を著しく下廻り、昨年来輸出不振を続けながら未だ大幅な値下げを見るに至らなかつた国際米穀市況に大きな衝動を与えた。更にこれら諸国は米国の過剰農産物処理の国際食糧市況に對する危惧もあり、前年来残存国府軍問題から米國援助を辞退して来たビルマが再び米國に對し食糧不足國に對する援助用として同國米穀を買付ける様要請したとも伝えられている。

この間我國においてはコロンボ計画に参加して技術面における援助供与を行うこととなつた結果、現在セイロン等と折衝中の技術協力も当然同計画の一部に切

り換えられることが予想され、今後その対東南亜経済協力の円滑化に資するところは少なくないものと見られている。この外、懸案の日パ新貿易協定が遂に成立を見たが、反面、対比賠償に関しては大野ガルシア協定破棄を意味する比大統領声明が発表されたことから、早急な妥結はまず見込薄と見られるに至った。

(2) 韓国——米韓交渉の経緯とインフレ対策

為替レートの改訂問題をめぐって去る八月以来紛糾を続けた米韓交渉も本月末に到り漸く解決の兆を示すにいたった。十月に入るや韓国政府はかねての通告に基いて米軍に対する圓貨の新規貸与を停止したが、さらに十三日には韓国銀行にある国連軍の預金をも封鎖することを発表、これがため米軍は韓国人勤務員に対する給与の支払不能に陥った。しかも他方韓国における最近の石油不足に關し、韓国政府が十八日「米國側は圓貨問題の報復措置として、韓国側が三カ月前に送付した五年度F O A基金による油類六百万ドルの購買承認書のF O A本部への送付を保留しており、これは経済援助および石油協定を全く無視するものである」と非難したことから、解決は愈々困難と看られるにいたった。この行詰りを打開するためハル国連軍司令官は二十日ソウルに赴き二十一日から二日間李大統領と会談を行った。しかしながら結局この会談は物分れに終り、ハル司令官は今後(一)契約の支払は米國財務省小切手で行う(二)米軍の韓国人勤務員の給与は一ドル五百圓のレートで米ドルをもつて支払う(三)圓貨を確保するため米軍物資の韓国市場での払下げを促進するとの言明を行つて離韓した。かくて二十九日米軍はついに韓国人勤務員に対する給料のドル払いを開始するにいたった。この米軍の強硬措置に驚愕した韓国政府は三十日の國務會議においてこれが取捨策を検討、圓貨五億圓を無条件で国連軍に貸与することに決定、直ちにこの旨を米軍側に通告した模様である。このような韓国政府の態度豹変によつて一時は完全な行詰りに達着した交渉も、前途に一縷の曙光が認められるに至つた如くである。

一方当面のインフレ対策として、韓国政府はさきに政府保有米を速かに輸出し、これによつて取得する外貨二千ドルをもつて物価抑制に充てる等の基本方針を明らかにしたが、米穀輸出が行悩みに陥つてゐるため、十一日關係長官會議を開き協議した結果、政府並びに韓銀保有の外貨中より二千万ドルを競売に付し緊

急物資を導入する方針を決定した。それによると導入物資は原綿、肥料を除く人絹糸、梳毛糸、綿糸、スフ糸、化学薬品、医薬品、鋼材、機械等で、購置地から日本は除外されており、またL/C開設と同時に外貨の代金を全額回収、本年産米買上資金に充当することゝなつてゐる。これに基き十三日韓銀は入札公告を行い、十八日は、第一次分として五百万ドルの入札を実施したが、これによつて続騰を示していた物価は中旬以降軟化の気配を示している。

(3) マレー——シンガポールの最近のゴム事情とゴム実情調査団の報告、輸入税の変更

① シンガポールの最近のゴム事情とゴム実情調査団の報告

シンガポールの最近のゴム相場は従来インドネシアのゴム買付について高級ゴムの買付を希望してインドネシア側の意向と対立していたソ連がロンドン及びアムステルダムとの会談で低級ゴム十万吨の買付を表明したとのジャカルタ報道があつたため九月中堅調を示し、更に安値で買付を期待していた米國及び欧州筋が八月の米國におけるストライキで手持薄となり最近買に出たことと、十日の國際ゴム研究会の発表により八月の世界のゴム生産量は一五〇千トン、消費量は二二五千トンで差引ストック増は二五千トンと七月のストック増四二、五〇〇トンを下廻つたこと等が主因となつて九月末のRSS一号一封度当り七一ヶ海峽セントの高値から更に上伸して十四日には七八ヶ海峽セントと昨年二月以降の最高値を示すに至りその後も高値を続けている。

マレーの本年一—九月中のゴム輸出高は六八二、六七九トン(前年同期六一六、〇二七トン)で主要仕向國は次の如くであるが特に米國については各月漸減傾向を示し五月の一六、二五—トんに比べ九月は僅か八、二四八トんに止つた点が注目されている。

仕向國	一—九月中	前年同期
英國	一四四、七九一トン	一六一、七三六トン
米本	一一九、〇八一	一四〇、一八六
フランス	六三、七六六	四七、四三三

西 独	五四、五五七トシ	三八、三二七トシ
日 本	四六、八八〇	三四、一九三
イ タ リ	四〇、九一六	三〇、四九九
オーストラリヤ	三二、〇六四	二二、四〇九

また去る五月マレー連邦政府及びマレー・ゴム生産者委員会により任命されたマレー・ゴム実情調査団は九月三十日マデイ・リポート (Mudie Report) を発表したが、その内容はゴム産業の将来について、①生産費との関連における課税政策、②新規資本の導入、③植換問題、④小規模生産者のゴム販売円滑化、⑤不景気に伴う失業対策の五つの観点から論じたもので、特に租税が現在のゴム価に較べて高過ぎる点から輸出税についてはゴム価が一封度当り六〇海峽セント乃至それ以下であるときは免除すべきであるとし、又五三年末においてゴム植林の約五〇%が、三十三年以上の老樹で経済的に植換を要するので一九五七年までに植換を行えば一九六四年には生産が可能となるから重点的に植換三カ年計画を実施すべきであると、その資金として輸出ゴムにつき一封度当り四・五海峽セントの税を徴収する計画をたてゝいる。

また同報告は今後人造ゴムは低価格、高品位となると予想されるのでマレーの大部分のゴム産業にとつて賃金の大幅な切下を行うことなく之と競争するにはその他の経費を削減せねばならず、これがためには植換について強力な政策がとられるべきであり、又天然ゴム価格が未だ相当の収益を挙げている現在がこれ等を行うべき最後の機会となるうと述べている。

② 輸入税の変更

連邦政府は先月二十二日輸入商品のうち三十一品目に新税を賦課し、他に十二品目について五乃至五〇%増税を行った。これによる歳入増は約一五百万海峽ドルで、現在教育、保健、電信、郵便関係で支出が増加し、一方之に対応する歳入の増加がないため生ずる約一七五百万海峽ドルの財政赤字を減ずるに役立つものと見られている。

新税及び増加税の主な内訳は次の通り

五 % 万年筆、ペン軸、鉛筆及び同部品、トタン及び鉄板、アルミニウム及び

海外経済調査(下) 昭和二十九年十月

- 同合金板等
- 一〇% 鉄鋼、アルミニウム及びその合金製の家具及び台所用品、歯ブラシ、燃糸、ロープ等
- (以前非課税のもの) ボール紙、パルプ、タイプ用紙等

- 一五% 乳児用以外の乳製品、動物油脂、ペンキ、事務用器具及び同部品、工業用及び家庭用シン及び同部品等
- 二〇% 果汁等の清涼飲料、喫煙具等
- 二五% 魚油、肝油、種苗、草花等
- 三〇% 線香等
- 一ポンド当りの課税
- 一海峽セント 塩

- 三 % 椰子粉
- 四 % 菓子及びビスケット
- 六 % 柑橘類、乾燥果実
- 八〜一六% チョコレート、ジャム
- 三〇% 乾燥肉(冷凍を除く)

- 一トン当りの課税
- 六〜一〇海峽ドル セメント(以前四海峽ドル)
- 一〇% タイル(特惠入海峽ドル)
- (4) インドネシア——繊維品の輸入管理実施

経済省は八日付省令を以て同日以降繊維品の輸入を政府の管理下に置くことを決定した。これは去る七月日本が繊維品の対イ輸出制限措置を実施して以来繊維品の在庫に関する政府の相次ぐ楽観的発表にも拘らず最近の保有外貨の逼迫もあつてバンドンでは二〇〇三番晒が一メートル当り小売価格で七月末の三ルピアから八月末三・三〇ルピア、九月末三・七五ルピアと続騰し、ジャカルタでも九月下旬の一週間だけで日本製粗布類が平均一〇%方の値上りを示す等各地で繊維品が騰貴したため執られたものと見られている。

この決定によつて繊維品輸入業者は原則としてその輸入した繊維品を中央物価

管理局が定めた価格で工業原料配給公団(T.P.B.P.)に対してのみ売却せねばならず、配給公団は通商局の指示に従つて繊維品の販売及び引渡を認められており、輸入業者は通商局の指示に従つて配給公団に代つて繊維品を卸売業者に引渡すこととなつてゐる。

また同時に中央物価管理局は輸入業者の卸売業者への輸入繊維品の最高売渡価格を最初の荷揚港における荷揚済価格に公団の手数料一・五%、輸入業者の利潤等一九%を加えて一二〇・五%とし、更に卸売業者及び小売業者の利潤を一七・五%として最高小売価格を一三八%と定めたほか、八日現在の卸売及び小売各業者の手持ストックについては十月末を限つて最高仕入価格の夫々一〇七・五%、一〇九%で販売出来ることとした。

アネタの報ずるところによれば八日の発表以来各地の繊維品相場は更に急騰し、業界では取引が煩雑化する等の点で反対する向が多いと伝えてゐる。

(5) インド——英ソの製鉄所建設援助申入れ、対中共・東独通商協定締結

① 製鉄工場建設に対する英、ソの援助申入れ  
 インドの鉄鋼需要は同国の工業開発の進捗に伴つて漸増の傾向にあり、第二次五カ年計画の終了する一九六一年には六百万トンに達するものと推定せられてゐる。このためインド政府は現在実施中の第一次五カ年計画の発足当初より民間製鉄会社の設備拡張、西独 Krupp 及び Demag 社との提携による国营製鉄会社の設立等の対策をとつてゐるが、これ等の完成によつても年間生産高は三百万トン程度に止まるものとみられ、従つて今後も更に一乃至二の製鉄工場の増設を考慮している模様である。これに対して最近英、ソ両国から援助の申入れがあり、先の西独の進出を含めて三国間にインド新製鉄工場建設を廻つて競争を示しつつあることが注目せられる。

ソ連の申入れは、先づソ連の製鉄関係の専門家をインドに派遣し、技術的な調査及び評価を行った上、建設案を作り、それをもとにして次の如き条件で具体的な提携方法を協議せんとするものである。

(イ) 建設資金は当初全額ソ連が醸出し、十年乃至十五年々賦で、インドから償還をうけるものとする。

(ロ) ソ連は株式の一部分譲を要求せず、経営の参加、利益の配当を求めない。

(ハ) 年賦金の利子は二乃至二・五%とする。

(ニ) 準備調査及び打合せのため訪印する技術調査団の費用はソ連側の負担とする。

(ホ) ソ連からの輸入はインドで入手できない機械設備及び原料のみとする。

(ヘ) 計画の当初からインド人の技術訓練を行う。

即ちソ連の提案は、建設資金が全額長期貸付されること、経営の参加を全く求めないこと、金利が世界銀行の貸付金利より低いこと等西独の場合より有利な条件であることは勿論、従来インドに行われた如何なる海外資本投資よりも好条件であることが目立つてゐる。

これに対してインド政府は既にソ連の技術調査団の派遣に同意しており、その条件からみて援助の受入れられる可能性は相当高いとみられてゐる。然しインドの内部においてはこれに反対する空気もみられ、例えば同国のヒンダスタン・スタンダード紙は、この提案は非常に魅力あるものではあるが、反面マデイヤ・プラーデーシ(工場建設予定地)が共産主義宣伝の温床となる危険と技術修得のため訪ソしたインド人が共産主義者に仕立て上げられる危険性と警告してゐる。又海外にあつても最近インドがネル首相の中共訪問等の動きから窺われる如く、政治的には自由主義諸国よりも共産圏に近づきつつある印象を強めている折柄、ソ連のこの好条件による援助申入れは経済的にもインドとの緊密化を図らんとする動きの反映とみられ相当の反響を呼ぶに至つてゐる。

他方インドの B・M ビルラ氏(インド商工会議所会頭)は民営の新製鉄工場建設に対し英国業者の援助方を打診していたが、英国はインド市場確保の意味からも相当積極的態度を示している模様であり、最近伝えられる処によるとその規模及び援助の内容は次の如くである。

(イ) 工場の規模については二案あつて、第一案は年産六七五千トン、総工費約六二〇百万ルピー、第二案は年産百万トン、総工費約九三〇百万ルピーである。

(ロ) 経営は民営とするが、インド政府は必要に応じて投資保証措置を考慮する。

(ハ) 英国は総工費の約六〇%に当る機械設備を提供する。

(一) 英国の投資は十年々賦で償還され、金利は年四乃至四・五%とする。

然し民間ベースで行われる投資であるため、ソ連の提案と対比するとかなりきびしい条件となることは免れず、今後インド政府が製鉄工場建設を廻るこの両国の援助申入れに対して如何に対処するか注目せられている。

② 中共及び東独との通商協定締結

インドの共産圏諸国との貿易は、次表の如く本年一〜四月間には輸出入共に昨年同期に比して相当の増加を示しているが、全体の貿易額に占める割合は依然として少く、本年一〜四月間でも僅か二%にも達しない状況である。

インドの共産圏諸国との貿易額 (単位 百万ルピー)

	一九五三年(一〜四月)		一九五四年(一〜四月)	
	輸出	輸入	輸出	輸入
対共産圏(A)	一五・七	二四・三	三〇・五	三二・八
対全地域(B)	一、七二三・六一	八六八・五一	六三四・四一	七七二・八
% (A/B)	〇・九	一・三	一・九	一・九

この貿易の低調を打開し、双方の経済的交流の増大を図るため最近主として共産圏側より積極的働きかけが行われていることが注目せられる。その一つは前項のソ連のインド製鉄工場建設への援助申入れであり、他は中共及び東独との通商協定締結である。

中印通商協定は当月十四日ニューデリーにおいて調印せられたが、その骨子は、有効期間二カ年とし、決済はルピー及びポンドで行われ、インドからは米、豆類、葉煙草、金属鉱石、植物油類、綿花、綿製品、ジュート製品、化学品、機械器具等一一〇品目を輸出し、中共からは米、大豆、生糸及び絹織物、羊毛、皮革、アンチモニー、硫黄、化学品、機械器具等八〇品目が輸入されることとなつてゐる。

又東独との通商協定は十六日ニューデリーで調印せられたが、その骨子は、有効期間一カ年とし、東独からは採鉱機、紡織機、トラクター、化工原料、フィルム、新聞紙、化学機械設備等を輸入し、インドからは茶、コーヒー、葉煙草、鉄鉱、綿花、綿製品、ジュート製品、生糸、羊毛、皮革等を輸出することとなつてゐる。

これ等の協定成立によつてどの程度インドの対共産圏貿易が増大するかについては、協定が貿易額を決めず、単に輸出入可能品目を取極めたに止まつてゐること、中共とインドの場合には共に工業化の過程にあり乍らなお原料輸出国の域を脱せず、貿易構造が比較的類似してゐること等から急速に増加することは望めないものとみられてゐる。然し最近インドの自由諸国に対する輸出は稍々行詰り状態にあることから、共産圏諸国との交易改善に期待する向が多く、双方の努力如何によつてはかなりの増加をみる可能性もなしとしない。

(6) パキスタン—日パ貿易協定の締結

日本とパキスタンとの貿易協定が本月二十九日カラチにおいて調印された。同協定は昨年四月より一カ年の期限を以つて実施され、その後三カ月延長された前年度の協定を更新したもので、有効期間は本年七月より明年六月までの一カ年、右期間内における両国の輸入協定額は二八百万ポンドで、その中相手国からのみの輸入を認めるシングル・ライセンシス分は日本が棉花一六・五百万ポンド(約二七五千俵)に対しパキスタンは綿製品、綿糸、人絹糸その他の織糸、鉄鋼製品及びその他の金属、資本財及び機械類、化学製品及び染料その他計一一・六五百万ポンドである。

本協定は、貿易計画が前協定(輸出入三〇百万ポンド)と大差ないものゝ、実際にはシングル・ライセンシス額を多く出ない程度に年度間の貿易が縮小する怖れが大であること及び我國の輸出の重点を綿布等工業消費財より鉄鋼機械等の生産財資本財に移行せざるをえなくなつたことを意味するものである。これは最近におけるパキスタンの貿易状況及びその政策を端的に物語るもので、繊維品輸入を極端に制限している同国に対し、シングル・ライセンシス分の輸出を完遂し、さらに輸出入の均衡を達成するまでに輸出を伸張せしめるために、生産財輸出において英国等との競争に耐えうる態勢をととのえることが要請される。

(7) セイロン—中共との新年度通商協定成立、茶輸出税の再引上げ

① 新年度における中共との協定成立  
一九五五年度における中共とのゴム協定更新を繞るセイロン国内関係筋の動向等については既述(本月報八月号)の通りであるが、S・C・シヤーリイ・コレア



商業貿易漁業相を团长とするセイロン通商使節團は九月初め北京に赴き中共政府と両国間の来年度における通商交渉を開始し、その間セイロンの主張するゴム価格につき中共側と折合いがつかず度々難航が伝えられたものゝ本月八日漸く中共側のゴム価格に対する譲歩によつて協定更新の運びとなるに至つた。これに因るとセイロン・ゴム並びに中共米の新通商協定の内容は左の如くである。

品目	取引量	單位	價格
ゴム	五万吨	封度当り	二七・ペンズ(コロンボ港FOB)
中共米	二七万吨	吨当り	三九ポンド(中共港FOB)

右新価格を現行価格に比すると、ゴムは僅かに一ペンズ安、米は一〇ポンド引下げられ、現在の国際価格よりすればセイロンに極めて有利となつており、特にゴム価格が封度当り二七・ペンズと割高に決定を見たのは前記の如く中共側が大きく譲歩したことに因るものとされ、この結果セイロン当局では結局年間最低三五百万ルピーの外貨節約とならうと言明しているのが注目される。セイロン議会議筋では予てから中共との交渉の成行を注視していた処であるが、現地使節團より協定妥結の報を得たコテラワラ首相は本月六日下院において「北京で如何なる成果を得ることができたかを知る者は驚くであらう。反対党でさえも通商使節團の果たした使命に称讃を送るものと信ずる」と述べ、一部議員よりこれまで中共米の品質について非難があつたが、多数議員は賛意を表した模様で、業界においてもデイリー・ニュース紙に因ると総じて新価格に満足している由報じている。

併し乍ら今回の中共との協定更新の決定は他面好転を伝えられた対米関係に悪影響を及ぼし、就中本年末のコテラワラ首相の訪米を機会に具体化するとも予想されている米國よりの經濟援助の見透しも動搖を免れないとの観測も一部伝えられ注目される。

② 茶輸出税の再度引上げ

セイロンは茶輸出の輸出総額に占める割合が半ば以上(一九五三年五一・五%)を占めている上に、茶の輸出価格が昨年十二月以来極めて堅調であるため既に去る五月茶の輸出税を封度当り従来より十五セント引上げ六〇セントに改訂するに

至つたが、その後も引続き主要生産國たるインドの茶生産が悪天候のため減少を余儀なくされ、旁々英國等消費國における在庫減等を理由に茶の輸出価格が上昇傾向を辿り五月の封度当り平均二・四〇ルピーから最近は約十七%高の二・八〇ルピーに達している事情に鑑み、九月二十五日以降更に十五セントを引上げ七五セントとすることに決定した。このためセイロンの輸出税は年間約五〇百万ルピーの増徴が期待され同國財政事情を著しく緩和するものとされているが、政府関係当局の言明によると本月より始まる一九五四〜五五年度の予算が均衡しているのでオリバー・ゴネテック前蔵相時代から問題視されていた公務員給与の増俸(右予算では約四億ルピー)に充当することとなる模様である。

一方、業界筋では今回の再度にわたる輸出税引上げ措置を非難し、かくの如き改正は徒らに市場を混乱に陥れるものであるとし、デイリー・ニュース紙によると業界では寧ろ政府が歳入の増加を図ることであるとせば輸出税の引上げに代えて茶生産者等が現実を得る利潤に直接課税することが望ましいと指摘している旨報じている。何れにしても茶の輸出進展がセイロンの貿易事情改善に著しく貢献していることは見逃し得ず、この間セイロンよりの茶輸入國たるエジプト、南米等の諸國より茶の品質につき悪評を買っている現状に鑑み、此の程J・R・ジャヤワルデン食糧農業相はセイロン輸出茶の統制当局に対し、輸出茶の品質に関しては嚴重なる注意を払うよう通牒を發している。

なおセイロンの輸出税引上げに並んでインドも本月三日より封度当り従来の一四アンナ(一九四七年以降据置)より七アンナ(三五セント相当)に引上げることとなつた模様である。

六、濠州——輸入制限強化措置

一九五三〜五四年度中の羊毛を首めとする輸出の好調に支えられ、この間同國の輸入制限は数次に涉り緩和され、本年四月には非弗地域(日本含まず)からの輸入に關しA品目(鉄鋼製品、化学藥品等主として資本財、それまで基準年度たる一九五〇〜五一年度輸入実績の九〇%に制限)の制限を廃止してこれを自由品目(それまで燐鉱石、原綿等極めて少数の必需品)に組入れ、B品目(纖維品、家庭用品等主として消費財)の制限も基準年度実績の六〇%(それまで五〇%)まで

緩和し、更に一件毎の審査を要する行政管理品目(主として奢侈品、なお弗地域及び日本よりの輸入は悉くこの方式による)の一部を自由品目に組替える等の措置をとり、輸入統制解除も時機の問題と見られる状況となつた。しかるにその後輸入の増加は極めて顕著なものがあり、遂に五月を境に中央銀行の金及び外貨保有残高は減少傾向を示すに至り(五月平均残高五四〇百万濠州ポンド、なお六月に終る一九五三〜五四年貿易実績は輸出入一六百万濠州ポンド、輸入六八二百万濠州ポンド、貿易外収支を加えた經常国際収支は二百万濠州ポンドの払超、なお前年度実績輸出入四六百万濠州ポンド、輸入五一二百万濠州ポンド、經常国際収支受超一九一百万濠州ポンド)、更に本年度に入つてからも羊毛輸出の端境期に際会していた上、外貨事情から輸入制限強化を見越した思惑買付けも手伝つて、貿易収支は七月一七・五百万濠州ポンド、八月二二・五百万濠州ポンドと入超を続けたため、遂に政府は九月末、①去る四月自由品目に組入れたA品目を復活し、四月以降の年間輸入額を基準年度の一〇〇%とすること、②B品目の制限率引上げは当分の間これを行わないこと、の輸入制限強化措置を決定、本月一日からこれを実施し、こゝに同国の輸入制限緩和と政策は一頓挫を来すこととなつた。その結果、A品目の年間輸入は約三億濠州ポンドに限定されることとなつたが、三月以前に比しては一〇%以上増加することとなり、且輸入許可申請額が前月末には幾分減少傾向を呈して来たことは既に思惑買付けが一巡したことを示すのではないかとの推測が行われているところからも、右措置が当面同国経済に大きな影響を及ぼすとは考えられず、唯々自動車部品等既に新限度近くまで買付を行つて了つたと伝えられる物資について問題を残すに過ぎないものと見られていた。同国政府は今制限実施に関し、動乱ブーム後の如く事態が著しく悪化した後急激に苛烈な手段を採らざるを得ない様な状況に陥るのを避けるための予防的措置を講じたものであると説明しているのに対し、フィナンシャル・タイムズ紙も輸入の増嵩が四月の緩和措置において予定したところを上廻るに至つたため、その行過ぎを是正せんとするところに主眼があり、決して制限強化を企図するものでないとして政府の意図を極めて好意的に付度しているが、反面において正常貿易復歸のためには国内のインフレ傾向抑制対策が必要であると主張している。これ

については、同国政策が従来羊毛等原始生産物輸出が、比較的順調であつた関係もあり、動もすれば物価安定の確保並に国際競争力の涵養等の施策に熱意を欠いている憾みがあることから、この間の矛盾を衝いたものとして注目されよう。

他方輸出面においては昨年来国際食糧市況の軟化は必然的に同国羊毛輸出の比重を高からしめることとなつてはいるが(前年度における羊毛羊皮輸出の総輸出額に対する比率は五二%)、八月末の本年度濠毛競売蓋明相場は前季納会引値を一割方下廻る予想外の安値をつけ、その後も反撥の気配なく、本年度初来二カ月間の濠毛輸出高は五六千俵五・五百万濠州ポンドと刈取及び集荷の出足早から前年実績(二六千俵、一一・八濠州ポンド)の略々二倍に達したものの平均相場は脂付一封度七二・二九濠州ペンスと前年実績八三・三一濠州ペンスに比し著しい下落を示した。これが原因としては本季相場が軍用衣料、毛布等に向けられる雜種羊毛は比較的強調を示しているのに対し、衣料用のメリノ種の値下りが大きく、しかも濠毛は前年度実績によれば七六%がメリノ種であるため、これが影響を全面的に受けていることの外、現在までの出荷分は中級品が大半を占め未だ高級品の本格的出廻りを見るに至つていないことも挙げられている。しかるに前月始めから二週間に涉つて行われた本年度第一回ロンドン羊毛市場が終始略々順調に推移し、相場は期中五%方上昇を示したことは、今後の見透しを相当明るくした模様である。英連邦経済委員会調査によれば一九五四年中の世界羊毛供給量は二、五七二百万封度と前年実績二、五三九百万封度を稍々上廻る半面、本年当初稍々低調と伝えられた羊毛消費量は第二・四半期以降顕著な回復を示したとされ、又米農務省による七月一日現在世界衣料用羊毛在庫は一、一二五百万封度と現消費率によれば約三〇%過分を保有しているに過ぎず、本年度の羊毛需給は略々均衡を保つものとの見方が強く、濠州羊毛業界では濠毛蓋明相場の軟調は夏季中の欧州需要が少量であつたため前年度買付分で賄えたこと、米国の買付が極めて少なかったこと等によるものとし、頃来羊毛消費増嵩を伝えられる米国の買付活潑化を機に相場も漸次持直すものと期待しているが、米国における合成繊維との競争、日本のポンド不足による濠毛買付抑制、ソ連の濠毛買付再開の見透難等を考慮すれば、同国の本年度羊毛輸出金額が前年度を若干下廻ることは避けられない模様である。